

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月28日

【発行者名】 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・
エルエルシー
(Pacific Investment Management Company LLC)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ピーター・G・ストレロー
(Peter G. Strelow, Managing Director)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、92660 カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、
ニューポート・センター・ドライブ650番
(650 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】 ピムコ・バーミューダ・トラスト -
ピムコ・リアル・リターン・ファンド
(PIMCO Bermuda Trust - PIMCO Real Return Fund)

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券の金額】 30億アメリカ合衆国ドル(約3,981億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドルの円貨換算は、2022年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1アメリカ合衆国ドル=132.70円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2022年10月31日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」という。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、原届出書の記載内容中、「第一部 証券情報 (10) 払込取扱場所」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「1 ファンドの性格」、「2 投資方針」、「3 投資リスク」、「4 手数料等及び税金」、「第三部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」の「2 関係業務の概要」について更新・訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

・【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	資本金の額の更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	2 事業の内容及び営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件 その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	訴訟に関する記述のみ更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。(ただし、「5 管理会社の経理の概況」の記載内容は省略します。)

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ピムコ・バーミューダ・トラスト - ピムコ・リアル・リターン・ファンド（以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

(2022年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (千米ドル)	投資比率 (%)
アセット・バック証券	ケイマン諸島	395	0.94
	アイルランド	358	0.85
	オランダ	45	0.11
社債	デンマーク	1,284	3.04
	米国	198	0.47
	イギリス	191	0.45
ソブリン債	イタリア	1,373	3.25
	イギリス	864	2.05
	日本	684	1.62
	フランス	351	0.83
	カナダ	143	0.34
	オーストラリア	59	0.14
	ペルー	49	0.12
	メキシコ	17	0.04
短期金融商品	日本	134	0.32
	イギリス	71	0.17
	シンガポール	26	0.06
	オーストラリア	25	0.06
	米国	24	0.06
	フランス	8	0.02
	カナダ	3	0.01
米国政府機関債	米国	1,204	2.85
モーゲージ・バック証券	米国	689	1.63
	イギリス	207	0.49
米国国債	米国	44,786	106.02
購入オプション	米国	62	0.15
売却オプション	米国	- 88	- 0.21
小計		53,162	125.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		- 10,918	- 25.85
合計（純資産総額）		42,244 (約5,606百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は便宜上、2022年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=132.70円）による。以下同じ。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2022年12月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2022年1月末日	49,223,883	6,532,009	20.93	2,777
2月末日	49,936,086	6,626,519	21.09	2,799
3月末日	49,932,377	6,626,026	20.79	2,759
4月末日	47,176,543	6,260,327	20.36	2,702
5月末日	46,662,604	6,192,128	20.15	2,674
6月末日	44,560,849	5,913,225	19.50	2,588
7月末日	46,408,984	6,158,472	20.34	2,699
8月末日	45,160,218	5,992,761	19.78	2,625
9月末日	41,335,528	5,485,225	18.45	2,448
10月末日	41,568,998	5,516,206	18.69	2,480
11月末日	42,247,901	5,606,296	19.02	2,524
12月末日	41,938,104	5,565,186	18.89	2,507

(注) 上記の純資産の推移において、各月末の純資産総額は各日の米国東部標準時午後7時時点で算出された数値であり、各日における取引すべてを反映した財務諸表の数値と異なる場合がある。

分配の推移

該当なし。

収益率の推移

2022年12月末日前1年間における収益率は次のとおりである。

収益率(%)
- 11.85

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2022年12月末日現在における1口当たり純資産価格(該当期間の分配金(税引前)の合計金額を加えた額)

b = 2021年12月末日現在における1口当たり純資産価格(分配落の額)

（参考情報）

※金額及び比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。従って、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移

(2003年5月30日(運用開始日)～2022年12月末日)

1口当たり純資産価格	18.89 米ドル
純資産総額	41.94 百万米ドル

(2022年12月末日現在)



主要な資産の状況(2022年12月末日現在)

●一般的特性

平均デュレーション	6.4年
平均格付*	AAA

*平均格付とは、基準日時点でファンドに組入れられた有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

●通貨別比率

通貨	比率 (%)
米ドル	100
ユーロ	0
その他	0

●セクター別投資比率

種類	比率 (%)
インフレ連動国債	97
国債・政府機関債	-2
モーゲージ債	6
社債	1
米国以外の公社債	-17
エマージング債	0
その他	0
キャッシュ等*	15

*キャッシュ等には、PIMCOがキャッシュとみなす債券(高格付けの短期債)等が含まれています。

●格付別投資比率

格付	比率 (%)
短期	
A1/P1	0
A2/P2 以下	0
長期	
AAA	95
AA	2
A	0
BBB	1
BB	0
B	0
B 格未満	0

●投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	発行地	種類	償還日	投資比率 (%)
1	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2031/7/15	8.1
2	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2024/10/15	6.8
3	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2028/1/15	6.1
4	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2044/2/15	5.9
5	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2024/4/15	5.5
6	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2025/4/15	4.9
7	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2028/7/15	4.6
8	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2029/7/15	3.8
9	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2026/1/15	3.6
10	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2025/1/15	3.2

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

分配の推移

該当ありません。

収益率の推移



(注1)ベンチマークはブルームバーグ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス(シリーズL)

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引前)の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

運用実績の記載に係る注意事項

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2022年12月末日前1年間における販売及び買戻しの実績ならびに2022年12月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
103,110	225,508	2,220,161
(103,110)	(225,508)	(2,220,161)

(注) ()内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ピムコ・リアル・リターン・ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国(ファンドの設定国:バーミューダ諸島)における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 原文の財務書類は、ピムコ・バーミューダ・トラストの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書において日本語の作成にあたっては、関係するシリーズ・トラストであるピムコ・リアル・リターン・ファンド(以下「ファンド」という。)に関連する部分のみを記載し、「財務書類に対する注記」については、全文を翻訳している。
- c . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- d . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2022年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=132.70円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

資産・負債計算書

2022年11月30日現在

(未監査)

(単位：千米ドル、1口当たり金額を除く)

	(千米ドル)	(百万円)
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	53,188	7,058
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	57	8
店頭取引金融デリバティブ商品	141	19
現金	25	3
相手方への預託金	451	60
外国通貨、時価	48	6
未収投資有価証券売却金	61	8
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	905	120
未収ファンド受益証券売却金	0	0
未収利息および/または未収分配金	131	17
その他の資産	0	0
	<u>55,007</u>	<u>7,299</u>
負 債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レポ契約にかかる未払金	9,416	1,250
売却/買戻し取引にかかる未払金	1,003	133
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	87	12
店頭取引金融デリバティブ商品	314	42
未払投資有価証券購入金	123	16
TBA投資有価証券購入未払金	1,787	237
未払利息	0	0
相手方からの預託金	0	0
未払ファンド受益証券買戻金	0	0
未払分配金	0	0
カストディアンへの当座借越	0	0
未払管理報酬	0	0
未払投資顧問報酬	15	2
未払管理事務代行報酬	9	1
未払代行協会員報酬	1	0
未払販売報酬	8	1
未払税金	0	0
その他の負債	0	0
	<u>12,763</u>	<u>1,694</u>
純 資 産	<u>42,244</u>	<u>5,606</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

投資有価証券の取得原価	59,123	7,846
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
外国通貨の取得原価	49	7
金融デリバティブ商品の取得原価または プレミアム、純額	(18)	(2)
* レポ契約を含む：	0	0
純 資 産：	42,244	5,606
発行済受益証券口数：	2,221 千口	
発行済受益証券1口当たり純資産価格および 買戻価格：		
(機能通貨による)	19.02 米ドル	2,524 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

運用計算書

2022年11月30日終了期間

（未監査）

（単位：千米ドル）

	（千米ドル）	（百万円）
投資収益：		
利息	1,560	207
その他の収益	0	0
収益合計	1,560	207
費用：		
投資顧問報酬	99	13
管理事務代行報酬	55	7
販売報酬	51	7
代行協会員報酬	4	1
支払利息	131	17
費用合計	340	45
純投資利益	1,220	162
実現純利益（損失）：		
投資有価証券	(708)	(94)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	694	92
店頭取引金融デリバティブ商品	524	70
外国通貨	(44)	(6)
実現純利益（損失）	466	62
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券	(3,704)	(492)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(506)	(67)
店頭取引金融デリバティブ商品	(68)	(9)
外国通貨建て資産および負債	(16)	(2)
未実現利益（損失）純変動額	(4,294)	(570)
純利益（損失）	(3,828)	(508)
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	(2,608)	(346)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

純資産変動計算書

2022年11月30日終了期間

（未監査）

（単位：千米ドル）

	（千米ドル）	（百万円）
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資利益	1,220	162
実現純利益（損失）	466	62
未実現利益（損失）純変動額	(4,294)	(570)
運用の結果による純増加（減少）額	<u>(2,608)</u>	<u>(346)</u>
受益者への分配金：		
分配金	0	0
分配金合計	<u>0</u>	<u>0</u>
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額 [*]	(1,815)	(241)
純資産の増加（減少）額合計	<u>(4,423)</u>	<u>(587)</u>
純資産：		
期首残高	46,667	6,193
期末残高	<u>42,244</u>	<u>5,606</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2022年11月30日終了期間

(単位：千米ドル)

	(千米ドル)	(百万円)
営業活動からのキャッシュ・フロー：		
運用の結果による純資産の純(減少)額	(2,603)	(345)
運用の結果による純資産の純増加(減少)額を営業活動から 得たキャッシュ純額に一致させる調整：		
長期有価証券の(購入)	(14,417)	(1,913)
長期有価証券の売却による手取金	17,626	2,339
空売りにかかる(支払)	(93)	(12)
空売りによる手取金	96	13
短期投資有価証券の(購入)、純額	(88)	(12)
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品の売却、純額	276	37
店頭取引金融デリバティブ商品の売却、純額	520	69
未収投資有価証券売却金の減少	162	21
TBA投資有価証券売却未収金の減少	127	17
相手方への預託金の(増加)	(27)	(4)
未収利息の(増加)	(58)	(8)
未払投資有価証券購入金の(減少)	(139)	(18)
TBA投資有価証券購入未払金の(減少)	(95)	(13)
未払利息の増加	25	3
未払販売報酬の(減少)	(1)	(0)
未払投資顧問報酬の(減少)	(2)	(0)
未払管理事務代行報酬の(減少)	0	0
未払代行協会員報酬の(減少)	0	0
投資有価証券にかかる実現純損失	708	94
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品にかかる実現純(利益)	(694)	(92)
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる実現純(利益)	(524)	(70)
投資有価証券にかかる未実現損失の純変動	3,704	492
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品にかかる未実現損失の純変動	506	67
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる未実現 損失の純変動	68	9
外貨建て資産および負債にかかる未実現損失の純変動	25	3
保証金損失	37	5
投資有価証券にかかる純(増価)	(1,309)	(174)
営業活動から得たキャッシュ純額	<u>3,830</u>	<u>508</u>
財務活動からのキャッシュ・フロー：		
受益証券売却による手取金	451	60
受益証券買戻しにかかる(支払)	(2,264)	(300)
カストディアンへの当座借越の(減少)	(636)	(84)
逆レポ契約による手取金	87,747	11,644
逆レポ契約にかかる(支払)	(87,759)	(11,646)
売却/買戻し取引による手取金	27,763	3,684
売却/買戻し取引にかかる(支払)	(29,100)	(3,862)

財務活動(に使用された)キャッシュ純額	(3,798)	(504)
現金および外国通貨の純増加額:	32	4
現金および外国通貨:		
期首現在	41	5
期末現在	73	10
キャッシュ・フロー情報についての補足開示:		
当期支払利息	106	14

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

経理のハイライト

2022年11月30日終了期間

（未監査）

	（米ドル）	（円）
1口当たり特別情報： [△]		
期首純資産価格	20.15	2,674
純投資利益	(a) 0.54	72
実現 / 未実現純（損失）	(1.67)	(222)
投資運用からの増加（減少）合計	<u>(1.13)</u>	<u>(150)</u>
期末1口当たり純資産価格	<u>19.02</u>	<u>2,524</u>
トータル・リターン（機能通貨による）	(b) <u>(5.61) %</u>	
期末純資産総額（千米ドル）	<u>42,244 千米ドル</u>	<u>5,606百万円</u>
費用の対平均純資産比率 [*]	<u>1.55 %</u>	
費用の支払利息控除後対平均純資産比率 [*]	<u>0.95 %</u>	
純投資利益の対平均純資産比率 [*]	<u>5.53 %</u>	

[△] ゼロ残高は、0.01%未満または機能通貨における1ペニー未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 年率換算済み（設立費用（もしあれば）を除く。）。

(a) 1口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額（もしあれば）およびファンドの1口当たり純資産価格の変動額の合計である。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2022年11月30日現在

（未監査）

1. 機構

本報告書に記載される各ファンド（以下、個別的に「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（「クラス」）を含み、パーミュダの法律に基づき、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2001年8月8日付信託証書（随時改訂され、「信託証書」という。）により設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである、ピムコ・パーミュダ・トラスト（「トラスト」）の一シリーズである。2017年9月29日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、メイプルズ・トラスティ・サービシズ（パミュダ）リミテッド（「受託会社」）がトラストの受託会社として任命された。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「PIMCO」、「管理会社」または「投資顧問会社」）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは、投資信託法2006年規則に提示されているように規則および監督の対象ならびに標準ファンズに関する特定の規則の対象である。

信託証書の条項は、管理会社の同意により受託会社に対して、本財務書類日現在運用中のファンズに加えて、将来さらに複数のファンドを設立する権利を付与する。

ファンドの受益者（以下、個別的に、また、総称して「受益者」という。）またはファンドの受益証券（もしくはファンドへの投資）への言及は、当該ファンドに帰属する受益証券の保有者またはクラス受益証券（該当する場合）を意味するものとする。

本報告書に表示されるファンズは、下記の通りである。

ファンド	募集
ピムコ・パーミュダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・パーミュダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド ピムコ・リアル・リターン・ファンド	日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコショート・タームストラテジー*	日本の販売会社および/または販売取扱会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	他のファンズに対し限定してその原投資対象としての役割を果たすために募集される。

* ピムコショート・タームストラテジーの「（日本円）クラスおよび」（米ドル）クラスは、日本の投資信託協会の規則、またはそ

他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。ピムコショート・タームストラテジーのC(米ドル)クラスは、他のファンズに対し限定してその原投資対象としての役割を果たすために募集される。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドならびにピムコショート・タームストラテジーの豪ドルクラス(ヘッジあり)、円クラス(ヘッジあり)および米ドルクラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づき登録されている。残りの各ファンズならびにピムコショート・タームストラテジーのC(米ドル)、J(日本円)クラスおよびJ(米ドル)クラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づいて登録されておらず、登録される予定も現在ない。したがって、これらファンズの当該受益証券は、適切な日本の法律および規則に従う場合を除き、日本または日本のあらゆる居住者に対して直接的または間接的に募集することはできない。

2022年10月31日に、全額買戻し請求に基づき投資顧問会社によりピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドの清算計画が承認され、この時点で清算は目前となった(「目前の日」)。アメリカ合衆国における一般に認められた会計原則(「US GAAP」)に従って、2022年6月1日から2022年10月28日までの期間については継続企業の会計基準を使用し、それ以降の2022年10月29日から2022年11月30日までは清算ベース会計を用いて財務諸表は作成されている。清算ベースの適用は、適用日における当ファンドの資産および負債の帳簿価額に重要な影響を及ぼさなかった。資産および負債は、清算ベース会計において正味実現可能価額で計上される。当ファンドの清算に関連する見積費用および清算期間終了までに当ファンドが稼得すると見込まれる収益は計上され、2022年11月30日現在の財務諸表に反映されている。当ファンドは2023年3月15日に償還する予定である。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則(「US GAAP」)に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、本財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求する。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

(a) 被取得ファンド

受託会社および管理会社は、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(JITF)、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)およびピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(以下、それぞれ、その他の投資信託に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」、または「取得ファンド」という。)の資産のすべてあるいは一部を、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)(以下、「被取得ファンド」という。)の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領したかのように、当該被取得ファンドに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の1口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は当該受益証券の1口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。

経理のハイライトに表示されている比率には、被取得ファンドの費用は含まれていない。ファンドの報酬に関する詳細(該当する場合)については、注記9の「報酬および費用」を参照のこと。

(b) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日後の当該証券の標準決済期間を超えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの一定の分配金がファン

ドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。一定の外国証券にかかる見積り税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて運用計算書において受取利息の構成要素または投資有価証券にかかる未実現(損)益純変動額に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純(損)益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益(もしあれば)は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨(「機能通貨」)を使用して表示されている。各ファンドの機能通貨は、以下の表に記載されている。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目(もしあれば)は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンドは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益(損失)ならびに未実現利益(損失)純変動額に含まれる。ファンドは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット(現金)ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨純利益および純損失は、運用計算書の外国通貨資産および負債にかかる未実現利益(損失)純変動額に含まれる。

一定のファンド(またはそのクラス(該当する場合))の純資産価額(「純資産価額」)およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書(「英文目論見書」)において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨(「純資産価額通貨」)で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド/クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF)	日本円	米ドル

ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M) ・米ドル	米ドル	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ・J(ブラジル・リアル) ・J(インドネシア・ルピア) ・J(インド・ルピー) ・J(メキシコ・ペソ) ・J(トルコ・リラ) ・J(南アフリカ・ランド)	日本円	米ドル
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ピムコショート・タームストラテジー ・豪ドルクラス(ヘッジあり) ・C(米ドル) ・J(日本円) ・J(米ドル) ・円クラス(ヘッジあり) ・円クラス($\frac{2}{6}$) ・米ドルクラス	豪ドル 米ドル 日本円 日本円 日本円 日本円 米ドル	米ドル 米ドル 米ドル 米ドル 米ドル 米ドル 米ドル

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、該当する場合、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、該当する場合、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドごとに予想される分配の頻度を示したものである。各ファンドからの分配は、管理会社の承認でのみ受益者に宣言および分配することができるが、その承認は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎日宣言および毎月支払
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド
毎月宣言および支払
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(JITF) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ピムコショート・タームストラテジー ・J(日本円) ・J(米ドル)
四半期毎の宣言および支払

ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド
毎年宣言および支払
ピムコ・リアル・リターン・ファンド ピムコショート・タームストラテジー ・豪ドルクラス(ヘッジあり) ・C(米ドル) ・円クラス(ヘッジあり) ・円クラス($\frac{21}{6E}$) ・米ドルクラス
以下のファンド(またはそのクラス、該当する場合)について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

かかる分配金は、もしあれば、通常当該ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の投資純利益から支払われる。さらに管理会社は、分配可能な純実現キャピタル・ゲインからの支払を承認できる。追加の分配金は、管理会社が適切と判断した場合に宣言することができる。あらゆるファンド(またはそのクラス(該当する場合))に関して支払われた分配金は、当該ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の受益証券の純資産価額の減少をもたらす。受益者の裁量により、ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の現金分配はファンド(またはそのクラス(該当する場合))に追加された受益証券に再投資するか、または現金で受益者に支払うことができる。現金による支払いは、ファンドの純資産価額通貨で支払われる。ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、各ファンド(またはそのクラス(該当する場合))は、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド(またはそのクラス(該当する場合))の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド(またはそのクラス(該当する場合))の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、当該ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の利益として計上される。

(f) 新会計基準公表および規則のアップデート

2020年3月、財務会計基準審議会(「FASB」)は、ロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)および割引が見込まれるその他の参照レートからの移行に伴う潜在的な会計上の負担を緩和するための選択可能な指針を提供する会計基準書アップデート(AccountingStandardsUpdate)(「ASU」)第2020-04号を公表した。ASU第2020-04号は、2020年3月12日から2022年12月31日までの期間に発生した特定の参照レート関連の契約変更に応用される。2021年3月、LIBORの管理者は、米ドルLIBORの設定の大部分の公表を2023年6月30日まで延長することを発表した。経営陣は、LIBORの廃止がファンドの投資に与え得る影響を継続的に評価しており、当該ASUの適用がファンドの財務書類に重要な影響を与える可能性は低いと判断している。

2022年6月、FASBはASU第2022-03号「公正価値測定」(トピック820)を公表した。これは、契約上の売却制限の対象となる公正価値で測定される持分証券への投資を有するすべての企業に影響を及ぼすものである。ASU第2022-03号の改訂は、持分証券の売却に関する契約上の制限は、持分証券の会計単位の一部とはみなされないため、公正価値の測定には考慮されないことを明確にしている。また、この改訂は、トピック820に従って公正価値で測定される契約上の売却制限が課されている持分証券についても、追加的な開示を要求している。ASU第2022-03号の改訂の効力発生日は、2024年12月15日以降に開始する会計年度お

よびその年度の間期間である。現時点で、経営陣はこれらの変更が財務諸表に与える影響を評価中である。

3. 投資有価証券の評価および公正価値測定

(a) 投資評価方針

ファンドまたはその各クラス(該当する場合)の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、(トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり)ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点(「NYSE終了時点」)で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。各ファンドは、ファンドが早期に終了した場合、純資産価額の算定のタイミングを変更する権利を有する。NYSEの通常取引が予定時刻より早く終了した場合、各ファンドは予定時刻より早く終了した時点で純資産価額を算定するか、または当該日のNYSEの平常時に予定された通常取引の終了時点で純資産価額を算定することができる。各ファンドは通常、NYSEが閉鎖されている日に純資産価額を算定しない。ただし、NYSEが通常営業する日に休業している場合、各ファンドは、当該日の通常予定されるNYSE終値または各ファンドが決定するその他の時刻において、純資産価額を算定することができる。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、市場価格で評価される。市場相場は、ファンドが測定日にアクセスできる同一の投資対象についての活発な市場において、その相場が(無調整の)相場価格である場合にのみ、容易に入手できる。ただし、信頼できない場合には、相場は容易に入手できない。市場価格は通常、公式終値または最後に報告された売値に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格設定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。市場相場が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。一般原則として、証券またはその他の資産の公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取る、または負債を移転するために支払うであろう価格である。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任を負っている。管理会社は、市場相場が容易に入手できないファンドの組入有価証券およびその他のファンド資産を、価格設定サービス、相場報告システム、評価代理人およびその他の第三者の情報源(以下、「価格設定情報源」と総称する)からのインプットを利用して評価することができる。外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている(非米国の)外国持分証券は、通常、主要な取引所であるとPIMCOがみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。市場価格での価格設定が用いられた場合、(非米国の)外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。

国内および(非米国の)外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場を反映したデータを用いた価格設定情報源に基づき評価される。価格設定情報源から入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した市場価格の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。スワップ契約は、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは価格設定情報源により提供される市場ベースの価格に基づき評価される。当ファンドの資産のうち、1つまたは複数のオープン・エンド型投資運用会社(上場投資信託(「ETF」)を除く)に投資される部分については、ファンドの純資産価額は当該有価証券

の純資産価額に基づいて算定される。オープンエンド型投資運用投資会社には、関連ファンドが含まれる場合がある。

(非米国の)外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない(非米国の)外国持分証券もまた、公正価値で評価される。(非米国の)外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定情報源により提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際、ならびに公正価値決定の際に、管理会社は、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象(米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。)について検討することがある。ファンドは、(非米国の)外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモデリングツールを用いることができる。これらの目的において、管理会社が別途定める場合を除き、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動(「ゼロ・トリガー」)も重要な事象とみなされ、(事実上、日々の公正価値評価につながる)価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない日に(非米国の)外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア(担保付き)変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値/売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア(担保付き)変動金利ローンは、市場価格に近似する公正価値で評価される。シニア(担保付き)変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。(a)借主および参加仲介業者の信用力、(b)ローンの条件、(c)類似のローンの市場における直近の価格(該当する場合)、および(d)類似の質、利率、次回の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定情報源から入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが(非米国の)外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次回の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針および手続きは、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合(例えば、競売処分または清算売却)に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

(b) 公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別(レベル1, 2または3)に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法

は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1 - 活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格(無調整)。

レベル2 - 活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット(金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率)またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3 - 管理会社またはその指示に従って行動する者による投資有価証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

US GAAPの要件に従い、レベル3へのノからの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3へのノからの移動の開示、ならびに当期中のレベル3の資産および負債の購入および発行の開示を要求する。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重大で観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従って、公正価値の階層および重大で観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

(c) 評価技法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1、レベル2およびレベル3のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1、レベル2およびレベル3に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法(または「技法」)および重要なインプットは以下のとおりである。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物にかかるオプション契約等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

(ETF以外の)オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付債券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーまたは価格設定情報源から入手した見積りに基づき評価される。価格設定情報源の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク/スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却/買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定情報源により、通常ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ関連証券およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物にかかるオプション契約等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

ファンドの機能通貨(建て)以外の通貨(建て)で評価される投資有価証券は、価格設定情報源から入手した為替レート(直物相場と先物相場)を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格設定情報源により、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資有価証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他のエクイティもまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

(ETF以外の)オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

取引所の決済価格およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、特定の上場先物およびオプションに対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源から入手した見積りを使用して評価される。これらの評価調整を用いた金融デリバティブは、公正価値の階層のレベル2に分類される。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源(通常はNYSE終了時点で決定される。)により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価される。かかる価格設定モデルには、見積り価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値/売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定情報源(通常はNYSE終了時点で決定される)により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価され得る。価格設定モデルには、翌日物金利スワップ(「OIS」)、LIBOR先渡レート、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券(通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債)の市場価格の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格または市況データの分析により得られる内部評価によるものである。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価監視委員会により承認された手続きに基づき、定期的のリセットされることがある。委任による価格設定手順(基準価格)の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、管理会社はブローカー・ディーラーよりブローカー見積りを直接入手するか、第三者ベンダーを介してブローカー見積りを入手する方法を選択することができる。公正価値がブローカー見積りによる単一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、管理会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

参照金融商品の評価は、価格情報が容易に入手できる1以上の広範な証券、市場指数、および/またはその他の金融商品に対する当該証券の相関関係を利用して公正価値を推定する。観察不可能なインプットには、参照金融商品の変化率および/または各参照金融商品の比重に基づくアルゴリズム式で用いられるインプットが含まれる場合がある。観察不能なインプットが大幅に変動した場合、当該証券の公正価値は直接的に、比例して変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

割引キャッシュ・フローモデルは、投資対象が生み出す将来のキャッシュ・フローに基づいており、予想される投資パフォーマンスに基づいて正規化される場合がある。将来のキャッシュ・フローは、適切な収益率を用いて現在価値に割り引かれ、通常、最初の取引日に調整され、資本資産価値モデルおよび/またはその他の市場ベースのインプットに基づき調整される。観察不能なインプットが大きく変動した場合には、当該証券の公正価値が直接かつ比例的に変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。満期までの残存期間が60日以内の(コマーシャル・ペーパー等の)短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

4. 証券およびその他の投資有価証券

(a) 繰延受渡取引

一定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

(b) インフレ連動債券

一定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期日における(インフレ率調整後の)原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債(US TIPS)の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期日に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

(c) ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

一定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関(「貸主」)により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達(債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行)に代わる当座の手段として借主により用いられる、(通常1年未満の)短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、(第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。)劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および/または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分

に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。未履行ローン契約は、資産・負債計算書において負債として反映される。

(d) モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

一定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージ・バンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の民間保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カード債権および病院向け売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ボート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、航空機リース、コンピューター・リースならびにシンジケート銀行ローン等の売掛金を含むがそれらに限定されない、様々な種類の資産により組成される。ファンドは、株式または「最初の損失」のトランシェを含む、モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の発行体の資本構成の任意のレベルにおいて投資することができる。

(e) モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券(「CMO」)は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法的実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

(f) ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券(「SMBS」)は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常2つのクラスで構成され、モーゲージ・アセットのプールに係る利息分と元本償還分の異なる割合を受領する。SMBSには、すべての利息を受領するクラス(利息限定もしくは「I0」クラス)と、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

(g) 債務担保証券

債務担保証券(「CDO」)は、債権担保証券(「CBO」)、ローン担保証券(「CLO」)および同様の仕組みの証券を含む。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクの投機的格付の確定利付証券のプールに担保された信託である。CLOは、主として投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含む、国内外のシニア(担保付き)・ローン、シニア(無担保)・ローンおよび劣後社債等のローンのプールに担保された信託である。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク(例:期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク(ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆に変動した場合、悪化することがある。))に加え、CBO、CLOおよびその他のCDOは、()担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、()担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、()ファンドが他のクラスに劣後するCBO、CLOまたはその他のCDOに投資する可能性があるリスク、および()複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、あるいは予期せぬ投資結果を招く可能性等を含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

(h) 現物払い証券

一定のファンズは、現物払い証券(「PIK」)に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金および/または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件(満期日、利率および関連リスクを含む。)を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み(「利込価格」という。)、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

(i) 譲渡制限証券

一定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2022年11月30日現在、ファンズが保有する譲渡制限投資証券は、該当する場合、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

(j) 仕組債

一定のファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することがある。それらの元本および/または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク資産の運用実績、市場価格または利率(「エンベデッド・インデックス」)を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業ならびに政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、仕組債が未決済の場合に、それらの元本および/または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方(ただし、通常はゼロを下回らない)に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および/または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティーならびに元本および/または利息の支払いに係るエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

(k) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

一定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務で

ある。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(「GNMA」または「ジニー・メイ」)により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の証券については、米国財務省(「米国財務省」)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(「FNMA」または「ファニー・メイ」)等のその他の証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅金融抵当金庫(「FHLMC」または「フレディ・マック」)が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、従来型の(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書(「PC」)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2019年6月、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券(以下「単一証券イニシアティブ」という。)の発行に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券(以下「UMBS」という。)の発行を開始した。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAとFHLMCの証書の特徴を一致させることを目指している。単一証券イニシアティブがTBA市場およびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

(1) 発行時取引

一定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンドによる証券売買の約定である。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

(m) 銀行債務

ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品

の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

(a) レポ契約

一定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ契約の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務(担保)を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額または超過額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

(b) 逆レポ契約

一定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

(c) 売却/買戻し取引

一定のファンズは、「売却/買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却/買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、() 該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および() ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却/買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

(d) 空売り

一定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、() 類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、() ファンドの柔軟性を高めるため、() 投資のリターンのため、() リスク・アービト

レンジ戦略の一環として、および()デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一環として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならないが、また、当該借入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は(もしあれば)、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、もしくは追加費用なしで空売り証券または空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることが出来ない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由、ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・不負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純(損)益ならびに未実現(損)益の純変動(それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。)は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純(損)益ならびに未実現(損)益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ取引の金額に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

一定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の市場価格は、為替予約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する一定のファンズはまた、ヘッジクラスの受益証券の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

(b) 先物契約

一定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券取引所で取引される証券またはその他の資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約である。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互

関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドは先物ブローカーに対し、当初にブローカーまたは取引所に要求される証拠金として所定の金額の現金または米国政府もしくは政府機関の債務ならびに限定されたソブリン債を預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未払金または未収金は、ファンドにより計上または回収されることがある(「先物変動証拠金」)。先物変動証拠金(もしあれば)は、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

(c) オプション契約

一定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。一定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に含まれる。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売却オプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。ファンドはオプションの売り方として、原投資対象が売却(コール)または購入(プット)が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

一定のファンズはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産・負債計算書に資産として含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。当該オプションのプレミアムは、特定の条件の変動パラメーターに基づいている。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または買戻された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を行使する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

一定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップションを売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

一定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

インフレーション・キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるために金利キャップ・オプションを売却または購入することができる。金利キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えた変動金利のリスクからファンドを保護することである。金利フロアーは、金利連動型商品への投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利スワップション

一定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するまたは既存のスワップ契約を期間短縮、期間延長、中止もしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

一定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション(「先物オプション」)を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

証券にかかるオプション

一定のファンズは、リターンを高めるためまたは既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするために、証券にかかるオプションを売却または購入することができる。オプションは、オプション契約についての対象証券として、特定の証券を使用する。

(d) スワップ契約

一定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引(OTC)市場において当事者間により交渉されるか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて清算されることがある(「集中清算の対象となるスワップ」)。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約および条項

に基づいて担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産/倒産に陥った場合には、求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。市場価格の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益(損失)純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動(「スワップ変動証拠金」)は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、また、契約条項中の記載と現行の市況間との差異(クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他関連要因)を補うため、スワップ契約締結時に履行または受領した支払プレミアムを表す。受領された(支払われた)前払プレミアムは、当初は負債(資産)として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンズにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は、運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより市場価格、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、ファンドの特定の投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額(すなわち、該当する契約の想定元本の合計に市場価格を加えたもの)で評価するが、ファンドの一定のその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを市場価格で評価されることがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針(該当する場合)の目的において、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価されることがあるが、それは通常、当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、(相殺前の)資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および市場価格の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがセルまたはバイ・プロテクションを有しているかどうかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的で、ファンドによる一定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、他のタイプの投資者により評価される当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、また、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方にのみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

一定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供のため(すなわち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクを軽減するため)、もしくは、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、レファレンス・エンティティー、参照債務または参照指数に特定の信用事由がある場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者(プロテクションの買い手という。)による他方の当事者(プロテクションの売り手という。)に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から確定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクに晒されるという理由から、売り手として、ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、()スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券を受領するか、または()想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの売り手から、()スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券を交付するか、または()想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの当該エンティティーの特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成するレファレンス・エンティティーのすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品のバスケットまたはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、新興市場および/または各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む統一された条件とともに、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、該当する場合、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、レファレンス・エンティティの債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入/売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での市場価格の上昇は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドがクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金(割引前)の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする期末現在未払いとなっている個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金またはファンドによって1つまたは複数の同じレファレンス・エンティティに対して締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額等によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

一定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。金利上昇の局面において、ファンドが保有する確定利率債の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。()プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「キャップ」を上回る金利まで支払うことを同意する金利キャップ、()プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「フロア」を下回る金利まで支払うことを同意する金利フロア、()最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、()買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、()金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めるスプレッド・ロック、または()異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップを含む。

7. 主要なリスクおよびその他のリスク

(a) 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ(または被取得ファンズ、適用ある場合)は、市場の変化(市場リスク)または取引の相手方の債務不履行あるいは不能(信用リスクおよび取引相手方リスク)等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ・リスク

一定のファンズが実質的にすべての各資産を被取得ファンズに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンズが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンズは、市場の変化(市場リスク)または取引の相手方の不履行あるいは不能(信用リスクおよび取引相手方リスク)による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、(非米国の)外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図した通りの効果を得られないことがある。

デュレーションは、いくつかある特徴の中で特に、証券の利回り、クーポン、最終満期およびコールの特性を組み込んだ金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために用いられる手段である。コンベクシティは、金利の変動に対応したデュレーションの変動割合を測定する証券またはファンドの金利感応度を知るために用いられる、付加的な測定法である。デュレーションの長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。多岐にわたる要因(例:中央銀行による金融政策、インフレ率、景気全般等)により、金利もしくは米国財務省証券の利回り(またはその他の種類の債券の利回り)は上昇し得る。金利および債券利回りはほぼ歴史的な低水準にあるため、現在の状況では特にそのとおりとなっている。したがって、ファンズは現在、金利および/または債券利回りの上昇に伴うリスクの高まりに直面している。これは、中央銀行の金融政策、インフレ率または実質成長率の変動、経済情勢全般、債券発行の増加もしくは低利回り投資に対する市場需要の減少等を含むがそれらに限定されない、様々な要因によってもたらされる。さらに、米国債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング(値付け)」の能力は、依然としてかなり低迷したままである。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、現在、確定利付債のボラティリティーおよび流動性リスクの増大に直面している。集合的および/または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額のおよ半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、そのパフォーマンスを一層損なうことがあり得る。また、大口の受益者が大量の受益証券を購入または買戻しを行った場合に、ファンドは悪影響を受ける可能性があるが、それはいつでも起こり得ることであり、大量の買戻し請求と同様の影響がファンドに及ぶ可能性がある。大口の受益者取引により、ファンドの流動性および純資産価額に悪影響が及ぶことがあり得る。当該取引はまた、ファンドの取引費用を増加させるか、またはファンドのパフォーマンスが意図していたものと異なってしまう可能性がある。さらに、ファンドは、その他の受益者が、大口の受益者の選択に基づいて投資決定を行うリスクに晒されている。

特定のファンドがロシアと経済的に結びついた証券および商品に投資する可能性がある限り、ファンドは政治、経済、法律、市場および通貨などこれらに限定されない様々なリスクに晒されている。これらのリスクには、不確実な政治・経済政策、短期的な市場の変動、不十分な会計基準、汚職や犯罪、不十分な規制制度、予測不可能な課税などが含まれる。ロシアへの投資は、特に米国および/または他の国によって更なる経済制裁が課される可能性がある。このような制裁は、エネルギー、金融サービス、防衛など多くの分野の企業に影響を与える可能性があり、ファンドのパフォーマンスおよび/または投資目的の達成能力に悪影響を与える可能性がある。ロシアの証券市場は、米国市場と比較して、価格変動が大きく、流動性が低く、時価総額が小さくかつ取引されている証券数が少ない。為替レートの変動はリスクであり、利用可能な為替ヘッジ手段がない可能性がある。ロシアへの投資は、資産の国有化または収用のリスクに晒される可能性がある。石油、天然ガス、金属および木材はロシアの輸出の大部分を占めており、世界価格の変動に対して脆弱である。

ファンドは、イギリスの発行体に対し相当なエクスポージャーを有している可能性がある。イギリスの欧州連合(EU)からの離脱は、ファンドのリターンに影響を及ぼすことがある。この決定は、外国為替市場の大幅な変動を引き起こし、英ポンドの為替レートの下落を招き、その結果、市場の不確実性が長引き、他のEU加盟国および/またはユーロ圏の一部またはすべてが不安定になる可能性がある。

本報告書における(非米国の)外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが(非米国の)外国通貨に直接投資する場合、または外貨取引を行い(非米国の)外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、もしくは(非米国の)為替リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入(または市場への介入の失敗)、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的発展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株および優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の市場価格は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済または実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、感染症の蔓延等の公衆衛生上の緊急事態または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティーが高い。

ファンズは、何らかの形でLIBORに基づいている一定の金融商品に投資することができる。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制するイギリスの金融行為規制機構は、最終的にLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利(例えば、米ドルLIBORに代わるものであり、米国財務省証券を担保としたレポ契約取引によるオーバーナイトの借入費用を測定することを意図した、担保付翌日物調達金利)の性質はなお先行きが不透明である。LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る潜在的影響を確定することは困難であり、様々な要因により変動する可能性がある。当該移行により、ファンドが保有する一定の金融商品の価値の減少またはヘッジ等の関連ファンド取引の有効性の低下を招く可能性もある。LIBORからの移行の影響やその他の予期せぬ影響は、ファンドにとっての損失につながる可能性がある。

2020年1月より、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウイルス感染症の拡大による重大なボラティリティーを経験しており、また今後も引き続き経験する可能性がある。COVID-19のアウト

ブレイクは、旅行および国境の制限、検疫、サプライ・チェーンの混乱、消費者需要の低迷ならびに一般的な市場の不確実性を招いている。COVID-19は、特に経済と金融市場との間の相関性に照らして、世界経済、特定の諸国の経済および個々の発行体に悪影響を及ぼしており、また、今後も引き続き及ぼす可能性があり、これらすべてがファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。さらに、COVID-19およびCOVID-19に対する政府の対応は、ファンズのサービス提供者の能力に悪影響を及ぼし、ファンズの運用に支障をきたす可能性がある。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対するリスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、認識され、高く評価された取引所において、多数の顧客および相手方との取引を引受けることにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。店頭取引デリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くが店頭取引デリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、店頭取引デリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、および/またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとしな）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受けることがある。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関もしくは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を、現金または証券の態様で、担保として差出すものとする。ファンドは、該当する担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済/支払がなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払を受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

(b) その他のリスク

一般的に、各ファンドは、政府の規制および金融市場への介入に関連するリスク、オペレーショナル・リスク、金融、経済および世界市場の混乱に付随するリスクならびにサイバーセキュリティ・リスクを含むがこれらに限定されない、追加的なリスクにさらされることがある。ファンドへの投資リスクについてのより詳細な説明については、各ファンドの募集書類を参照のこと。

市場混乱リスク

ファンズは、戦争、テロ、市場操作、政府介入、債務不履行および停止、政変または外交的展開、公衆衛生上の緊急事態(感染症、流行病および疫病の拡大など)および自然/環境上の災害など、金融、経済ならびにその他の世界市場の展開および混乱に伴う投資および運用リスクにさらされており、これらはすべて証券市場、金利、オークション、流通市場、格付け、信用リスク、インフレーション、デフレーションおよびファンドの投資または管理会社の運用に関連するその他の要因に悪影響を与え、ファンドの価値を損なう可能性がある。これらの事象は、米国および世界経済ならびに市場全般に長期的な悪影響を及ぼし得る。これらの事象はまた、ファンドの投資顧問としてのPIMCOを含むファンドのサービス提供者が信頼する技術およびその他の運用システムを損ない、またはファンドのサービス提供者が関連ファンドに対する義務を履行する能力に支障をきたす可能性がある。例えば、COVID-19として知られる新型コロナウイルス感染症による感染性呼吸器疾患の拡大は、多くの市場において、ボラティリティー、深刻な市場の混乱および流動性の制約を引き起こし、ファンドの投資および運用に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融市場への政府の介入

連邦、州およびその他の政府機関、監督機関もしくは自主規制の機関が、ファンドが投資を行う金融商品や当該金融商品の発行体への規制に影響する措置を予想できない方法で講じることも考えられる。ファンド自体が服する法規制が変更される可能性もある。こうした法規制は、ファンドの投資目的の達成を妨げる場合がある。さらに、不安定な金融市場により、ファンドはこれまで以上に大きな市場リスクや流動性リスクにさらされ、ファンドが保有する銘柄の価格決定が困難になる可能性もある。ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。さらに、米国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理に努めることはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

規制リスク

投資会社および投資顧問等の金融機関は、一般的に広範な政府の規制と介入にさらされる。政府の規制および/または介入により、ファンドの規制方法が変更され、ファンドが直接負担する費用および投資の価値に影響を与え、投資目的を達成するファンドの能力を制限および/または妨げる場合がある。政府の規制は頻繁に変更され、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、政府の規制は、予測不可能かつ意図せざる影響をもたらすことがある。

オペレーショナル・リスク

ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーまたは違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、ファンドが損失を被る可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、ファンズがサイバーセキュリティ違反に起因するオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなってきている。サイバーセキュリティ違反は、意図的および意図的ではないサイバー事象の双方を指し、とりわけ、ファンドが機密情報の喪失、データの損失および/または業務運営能力の欠損または喪失を招く

ことがあり、その結果、秘密情報の不正な公開またはその他の誤用、またはその他通常の業務運営の妨害を引き起こす可能性がある。サイバーセキュリティの欠陥や違反は、ファンドとその受益者に財政的な損失をもたらす可能性がある。また、これらの欠陥または違反は、業務運営に混乱をもたらし、財務上の損失、純資産価額を計算するファンドの能力の妨害、ファンドの受益者取引の処理の妨害、その他の受益者との取引の妨害、取引の妨害、適用されるプライバシーおよびその他の法律の違反、規制上の罰金の発生、風評被害、払戻しまたはその他の補償費用の発生、追加のコンプライアンスおよびサイバーセキュリティ・リスク管理費用の発生およびその他の悪影響の発生といった、潜在的な結果をもたらす可能性がある。さらに、将来のサイバー詐欺事件を防止するために多額の費用が発生する可能性がある。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項(「マスター契約」)の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を規律し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。多くのマスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、(すでに実施されている既存の担保を除いた)特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額(相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及び)を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、その他の証券が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価(証券)または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として反映される。担保として受領した一切の証券の市場価格は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引の影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約(以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。)は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却/買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約(「マスター・フォワード契約」)は、ファンズと選定された相手方間とのTBA証券、繰延受渡取引または売却/買戻し取引等の、特定の先渡取引について管理する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に対する規定を保持する。期末現在の先渡取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会(「CFTC」)に登録された先物取引業者(「FCM」)の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクが軽減されることがある。FCMの債務不履行のシナリオの際にエクスポージャーを移転できること(ポータビリティ)により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。変動証拠金または市場価格の変動は通常は日々換算されるが、ファンドの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の市場価格または未実現累積(損)

益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス(「ISDAマスター契約」)は、ファンズと選定された相手方間で締結された二者間の店頭金融デリバティブ取引を管理する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に対する規定を保持する。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、本財務書類にとって重大であることがある。ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、または規制により要求された場合に、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。同様に、規制により要求された場合、ファンドは日々エクスポージャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される場合がある。これらの金額は、もしあれば(または法律で要求される場合には)、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。ファンドが規制により日々エクスポージャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される範囲において、そのような差し入れに関連する担保要件を満たすための適格資産の調達を含め、潜在的にコストが発生する可能性がある。当期末現在の店頭金融デリバティブ商品の市場価格、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

9. 報酬および手数料

各ファンドは、(個別に計算される各ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される)以下の年率で支払われる、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	-	-	-	-
ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	-	-	-	-
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	-	0.45% ⁽¹⁾	0.25% ⁽²⁾	0.02%	0.33% ⁽³⁾
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	-	0.45% ⁽⁴⁾	0.25% ⁽⁵⁾	0.02%	0.33% ⁽⁶⁾
ピムコショート・タームストラテジー					
・豪ドルクラス(ヘッジあり)	0.45% ⁽⁷⁾	-	-	0.10% ⁽⁸⁾	0.57% ⁽⁹⁾
・C(米ドル)	-	-	-	-	-
・J(日本円)	-	-	-	-	-
・J(米ドル)	-	-	-	-	-
・円クラス(ヘッジあり)	0.45% ⁽¹⁰⁾	-	-	0.10% ⁽¹¹⁾	0.57% ⁽¹²⁾
・円クラス($\frac{2}{6E}$)	-	-	0.15%	-	0.60%
・米ドルクラス	0.45% ⁽¹³⁾	-	-	0.10% ⁽¹⁴⁾	0.57% ⁽¹⁵⁾

(1) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億ユーロ以下の部分について年率0.45%、5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.40%、10億ユーロ超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。

- (2) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万ユーロ以下の部分について年率0.25%、5,000万ユーロ超1億ユーロ以下の部分について年率0.20%、1億ユーロ超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (3) ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億ユーロ以下の部分について年率0.23%、5億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.28%、10億ユーロ超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。
- (4) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.45%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.40%、10億米ドル超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。
- (5) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.25%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.20%、1億米ドル超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (6) ピムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5億米ドル以下の部分について年率0.23%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.28%、10億米ドル超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。
- (7) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート(「政策金利」)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (8) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート(「政策金利」)に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (9) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート(「政策金利」)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (10) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当

該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

- (11) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (12) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (13) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (14) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (15) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、もしあれば、PIMCOに対して、投資顧問、管理事務代行業務および監査、保管、受託、投資有価証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を

含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、もしあれば、ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の受益証券関連のサービスおよび販売を提供する金融仲介業者に対して毎月後払いで払い戻される。ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンドおよびピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンドの場合、管理報酬より、PIMCOは投資顧問業務および管理事務代行業務に関連した費用を負担し、その0.1%は管理事務代行費用に充当すべく指定されている。当該報酬と引き換えに、PIMCOは監査、保管、受託、投資有価証券会計、法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む、ファンズが必要とする一定の第三者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象ファンズに関して、PIMCOは通常、かかる報酬から利益を得る。

上記の表に記載される通り、一定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を受け取り、かかる報酬の一部は、該当する場合、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ファンズ(またはそのクラス(該当する場合))は、適用ある場合、()公租公課、()プロカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、()利息支払いを含む借入費用、()訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、ならびに()特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、各ファンドの設定に付随する設立費用を支払っている。

PIMCOは、トラストの設定に伴う設立費を支払った。さらにファンズが設立される場合、当該ファンドに直接帰属する当該費用は、当該ファンドにより負担される。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬(もしあれば)は注記9に開示され、関連当事者に支払われた報酬額(もしあれば)は、資産・負債計算書において開示される。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンズの有価証券の購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドによる、または共通の投資顧問会社(または関連投資顧問会社)を持つことから関連会社であると考えられるファンドによる有価証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2022年11月30日終了期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間の証券の売買に従事した(金額:千単位)。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	385	0
ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0	385
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	761	2,200
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	0	138
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	600	0
ピムコショート・タームストラテジー	7,317	37,242

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者(受託会社およびPIMCOを含む)は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程

で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5,000億口を上限とする受益証券を発行することができる。特定の受益者が各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、将来追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった(口数および金額:千単位*)。

	ビムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド		ビムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド		ビムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(JITF)		ビムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	
	口数	金額(米ドル)	口数	金額(米ドル)	口数	金額(米ドル)	口数	金額(米ドル)
	2022年11月30日 終了期間		2022年11月30日 終了期間		2022年11月30日 終了期間		2022年11月30日 終了期間	
受益証券販売受取額	1	95	1	63	107	3,164	該当なし	該当なし
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,170	17,841
受益証券買戻支払額	(17)	(1,284)	(11)	(856)	(262)	(7,896)	該当なし	該当なし
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(2,428)	(37,244)
ファンド受益証券取引による純(減少)	(16)	(1,189)	(10)	(793)	(155)	(4,732)	(1,258)	(19,403)

	ビムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)		ビムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド		ビムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド		ビムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	
	口数	金額(米ドル)	口数	金額(米ドル)	口数	金額(ユーロ)	口数	金額(ユーロ)
	2022年11月30日 終了期間		2022年11月30日 終了期間		2022年6月1日から2022年10月28日までの期間		2022年10月29日から2022年11月30日までの期間 ⁽²⁾	
受益証券販売受取額	50	1,845	該当なし	該当なし	3	25	0	0
J(ブラジル・リアル)	該当なし	該当なし	43	1,030	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	1	64	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	5	261	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	5	235	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	247	1,822	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(南アフリカ・ランド)	該当なし	該当なし	8	170	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	(77)	(2,872)	該当なし	該当なし	(15)	(133)	(39)	(359)
J(ブラジル・リアル)	該当なし	該当なし	(108)	(2,710)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(インドネシア・ルピア)	該当なし	該当なし	(4)	(247)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(インド・ルピー)	該当なし	該当なし	(20)	(1,050)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(メキシコ・ペソ)	該当なし	該当なし	(10)	(449)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(トルコ・リラ)	該当なし	該当なし	(889)	(6,645)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J(南アフリカ・ランド)	該当なし	該当なし	(12)	(251)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による純(減少)	(27)	(1,027)	(734)	(7,770)	(12)	(108)	(39)	(359)

	ピムコ・リアル・リターン・ファンド		ピムコショート・タームストラテジー	
	2022年11月30日 終了期間		2022年11月30日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	23	449	該当なし	該当なし
豪ドルクラス（ヘッジあり）	該当なし	該当なし	73	4,994
C（米ドル）	該当なし	該当なし	95	9,960
J（日本円）	該当なし	該当なし	56	3,942
J（米ドル）	該当なし	該当なし	51	5,247
円クラス（ヘッジあり）	該当なし	該当なし	2	94
円クラス（ REIT ）	該当なし	該当なし	820 ⁽¹⁾	56,651 ⁽¹⁾
米ドルクラス	該当なし	該当なし	438	46,269
受益証券買戻支払額	(118)	(2,264)	該当なし	該当なし
豪ドルクラス（ヘッジあり）	該当なし	該当なし	(78)	(5,344)
C（米ドル）	該当なし	該当なし	(30)	(3,137)
J（日本円）	該当なし	該当なし	(25)	(1,787)
J（米ドル）	該当なし	該当なし	(14)	(1,447)
円クラス（ヘッジあり）	該当なし	該当なし	(72)	(5,035)
円クラス（ REIT ）	該当なし	該当なし	0 ⁽¹⁾	(2) ⁽¹⁾
米ドルクラス	該当なし	該当なし	(705)	(74,649)
ファンド受益証券取引による純増加	(95)	(1,815)	611	35,756

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(1) 2022年9月30日（開始日）から2022年11月30日までの期間。

(2) 2022年11月30日現在、ファンドの受益証券の申込みは終了している。

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、本報告書の日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてパーミューダ法に服する。現行のパーミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、パーミューダの源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2022年11月30日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2022年11月30日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、財務書類が公表可能となる2023年2月15日までの間に、ファンズの財務書類において存在する、後発事象の可能性について評価している。2022年10月31日に、ファンドの登録受益者である販売会社は、管理会社からピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドの償還通知を受領した。当ファンドは2023年3月15日に清算される予定である。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される追加の重大な事象はないと決定した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
 投資有価証券明細表
 2022年11月30日現在
 (未監査)

(金額：千単位^{*}、株式数、契約数、受益証券口数およびオンス(該当する場合)を除く。)

	額定価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 125.9%		
社債 4.0%		
銀行業およびファイナンス 3.0%		
Jyske Realkredit AJS		
1.000% due 10/01/2050	DKK 2,150	\$ 227
1.000% due 10/01/2053	395	39
1.500% due 10/01/2053	197	21
Nordea Kredit Realkreditaktieselskab		
0.500% due 10/01/2043	456	50
1.000% due 10/01/2050	173	18
1.500% due 10/01/2053	200	20
2.000% due 10/01/2053	100	11
Nykredit Realkredit AJS		
1.000% due 10/01/2050	3,347	352
1.000% due 10/01/2053	281	28
1.500% due 10/01/2053	1,758	187
3.000% due 10/01/2047	5	1
3.500% due 10/01/2053	498	65
Realkredit Danmark AJS		
1.000% due 10/01/2050	2,030	214
1.000% due 10/01/2053	392	39
2.000% due 10/01/2053	100	11
2.500% due 04/01/2047	4	1
		<u>1,284</u>
産業 0.5%		
Imperial Brands Finance PLC		
3.125% due 07/26/2024	\$ 200	191
公益事業 0.5%		
AT&T, Inc.		
2.550% due 12/01/2033	251	198
社債合計		<u>1,673</u>
(取得原価 \$2,240)		
米国政府機関債 2.8%		
Fannie Mae		
2.572% due 10/01/2044	2	2
3.000% due 05/01/2043	58	53
3.000% due 08/01/2043	175	161
4.366% due 07/25/2037	4	4
4.396% due 07/25/2037	6	6
4.456% due 05/25/2036	3	3
Fannie Mae, TBA (H)		
3.000% due 01/01/2053	500	443
4.000% due 01/01/2053	400	378
4.500% due 01/01/2053	100	97
Freddie Mac		
4.473% due 12/15/2037	9	9
Ginnie Mae		
3.858% due 08/20/2068	49	48
米国政府機関債合計		<u>1,284</u>
(取得原価 \$1,207)		
米国財務省証券 106.0%		
Treasury Inflation Protected Securities (e)		
0.125% due 01/15/2023	198	198
0.125% due 10/15/2024 (e)	2,962	2,865
0.125% due 04/15/2025	2,126	2,038
0.125% due 10/15/2025	458	439
0.125% due 04/15/2026	622	590
0.125% due 07/15/2026	1,213	1,154
0.125% due 10/15/2026 (e)	652	619
0.125% due 04/15/2027	315	297
0.125% due 01/15/2030	934	854
0.125% due 07/15/2030	370	338
0.125% due 01/15/2031	1,095	992
0.125% due 07/15/2031 (e)	3,809	3,443

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2022年11月30日現在
 (未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
0.125% due 01/15/2032 (e)	\$ 1,510	\$ 1,354
0.125% due 02/15/2051	570	393
0.125% due 02/15/2052	384	266
0.250% due 01/15/2025	1,253	1,210
0.250% due 07/15/2029	1,739	1,617
0.250% due 02/15/2050	150	107
0.375% due 07/15/2023	97	96
0.375% due 07/15/2025	274	265
0.375% due 01/15/2027	946	903
0.375% due 07/15/2027	777	741
0.500% due 04/15/2024	2,354	2,295
0.500% due 01/15/2028	2,707	2,582
0.625% due 04/15/2023	1,063	1,056
0.625% due 01/15/2024	2,222	2,179
0.625% due 01/15/2026	1,586	1,536
0.625% due 07/15/2032 (e)	817	769
0.625% due 02/15/2043	155	129
0.750% due 07/15/2028	2,010	1,943
0.750% due 02/15/2042	486	418
0.750% due 02/15/2045	744	623
0.875% due 01/15/2029	1,406	1,360
0.875% due 02/15/2047	553	472
1.000% due 02/15/2046	844	744
1.000% due 02/15/2049	83	72
1.375% due 02/15/2044 (e)	2,649	2,534
1.625% due 10/15/2027	100	101
1.750% due 01/15/2028	1,081	1,097
2.000% due 01/15/2026	851	858
2.125% due 02/15/2040	233	254
2.125% due 02/15/2041	569	617
2.375% due 01/15/2025	1,354	1,366
2.500% due 01/15/2029	354	375
3.375% due 04/15/2032	197	231
3.625% due 04/15/2028	264	293
3.875% due 04/15/2029	90	103
米国財務省証券合計		44,788
(取得原価 \$48,703)		
モーゲージ・バック証券 2.1%		
Banc of America Funding Trust		
3.402% due 01/20/2047	45	37
CIM Trust		
4.586% due 02/25/2049	6	6
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
4.624% due 04/25/2035	78	67
CS First Boston Mortgage Securities Corp.		
4.664% due 01/25/2032	66	62
GSAMP Trust		
4.779% due 09/25/2035 (d)	17	16
GSR Mortgage Loan Trust		
3.601% due 09/25/2035	10	9
Home Equity Asset Trust		
4.719% due 02/25/2036	74	71
HSI Asset Securitization Corporation Trust		
4.364% due 05/25/2037	25	25
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust		
4.524% due 07/25/2035	104	95
4.884% due 05/25/2034	106	93
JPMorgan Mortgage Trust		
2.839% due 06/25/2035	1	1
Lehman XS Trust		
6.344% due 12/25/2037 (d)	27	27
Mellon Residential Funding Corporation Mortgage Pass-Through Trust		
4.735% due 08/15/2032	5	4
New Residential Mortgage Loan Trust		
2.750% due 07/25/2059	103	96

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2022年11月30日現在

(未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Option One Mortgage Loan Trust		
4.899% due 11/25/2034	\$ 60	\$ 56
Residential Mortgage Securities 32 PLC		
3.721% due 06/20/2070	GBP 70	83
Saxon Asset Securities Trust		
4.354% due 09/25/2037	\$ 12	11
Towd Point Mortgage Funding Granite4 PLC		
3.695% due 10/20/2051	GBP 105	124
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust		
3.291% due 03/25/2037 (d)	\$ 14	13
モーゲージ・バック証券合計		896
(取得原価 \$944)		
アセット・バック証券 1.0%		
Bosphorus CLO IV DAC		
1.820% due 12/15/2030	EUR 247	248
Cairn CLO III DAC		
2.688% due 10/20/2028	94	96
Grosvenor Place CLO BV		
2.325% due 10/30/2029	44	45
Harvest CLO XIV DAC		
2.433% due 11/18/2029	14	14
Midcoast Credit CLO V		
5.347% due 07/19/2028	\$ 136	135
OZLM XXIV Ltd.		
5.403% due 07/20/2032	100	97
STWD Ltd.		
5.005% due 07/15/2038	68	66
THL Credit Wind River CLO Ltd.		
5.159% due 04/15/2031	100	97
アセット・バック証券合計		798
(取得原価 \$884)		
ソブリン債 8.4%		
Australia Government Bond		
3.000% due 09/20/2025 (c)	AUD 60	59
Canada Government Bond		
4.250% due 12/01/2026 (c)	CAD 174	143
France Government Bond (c)		
0.100% due 03/01/2026	EUR 226	238
0.100% due 07/25/2038	111	113
Italy Buoni Poliennali del Tesoro (c)		
0.400% due 05/15/2030	115	110
1.400% due 05/26/2025	1,201	1,263
Japan Government CPI-Linked Bond (c)		
0.005% due 03/10/2031	¥ 20,806	158
0.100% due 03/10/2028	29,244	220
0.100% due 03/10/2029	40,452	306
Mexico Government International Bond		
4.500% due 11/22/2035 (c)	MXN 320	17
Peru Government International Bond		
5.940% due 02/12/2029	PEN 100	25
6.150% due 08/12/2032	100	24
United Kingdom Inflation-Linked Gilt (c)		
0.125% due 03/22/2024	GBP 430	533
0.125% due 08/10/2041	273	331
ソブリン債合計		3,540
(取得原価 \$3,854)		
短期金融商品 0.7%		
定期預金 0.7%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.		
1.790% due 12/01/2022	AUD 1	1
2.160% due 12/01/2022	GBP 2	2
3.330% due 12/01/2022	\$ 22	22
Bank of Nova Scotia		
2.820% due 12/01/2022	CAD 1	1
3.330% due 12/01/2022	\$ 2	2

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2022年11月30日現在
 (未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
BNP Paribas Bank		
0.690% due 12/01/2022	DKK 15	\$ 2
0.730% due 12/01/2022	EUR 1	1
3.250% due 12/01/2022	NZD 8	5
Brown Brothers Harriman & Co.		
(0.240%) due 12/01/2022	¥ 8	0
0.690% due 12/01/2022	DKK 1	0
Citibank N.A.		
3.330% due 12/01/2022	\$ 2	2
DBS Bank Ltd.		
3.330% due 12/01/2022	26	26
HSBC Bank PLC		
0.730% due 12/01/2022	EUR 68	70
2.160% due 12/01/2022	GBP 0	1
JPMorgan Chase Bank N.A.		
3.330% due 12/01/2022	\$ 22	22
MUFG Bank Ltd.		
(0.240%) due 12/01/2022	¥ 317	2
Sumitomo Mitsui Banking Corp.		
(0.240%) due 12/01/2022	2,318	17
0.730% due 12/01/2022	EUR 31	32
2.160% due 12/01/2022	GBP 15	18
3.330% due 12/01/2022	\$ 20	20
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.		
(0.240%) due 12/01/2022	¥ 73	0
2.160% due 12/01/2022	GBP 1	1
3.330% due 12/01/2022	\$ 44	44
短期金融商品合計		291
(取得原価 \$291)		
投資有価証券合計 (a) 125.9%		\$ 53,188
(取得原価 \$59,123)		
金融デリバティブ商品		
(f)(g) (0.5%)		(203)
(取得原価またはプレミアム、純額 \$181)		
その他の資産および負債、純額 (25.4%)		(10,741)
純資産 100.0%		\$ 42,244

投資有価証券明細表に対する注記

- * ゼロ投票は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
- (a) 2022年11月30日現在の地理学的な地域による投資有価証券合計の配分は、米国における純資産の111.0%、および純資産全体の14.9%を占めるその他の国により構成される。
- (b) 発行時決済証券。
- (c) 証券の額面価格はインフレ率に対して調整されている。
- (d) 債務不履行に陥った証券。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2022年11月30日現在
（未監査）

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レポ契約

相手方	借入金利 ¹⁾	決済日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	借入額 ¹⁾	逆レポ契約にかかる 未払金
BSN	4.160%	11/03/2022	01/04/2023	\$ (9,386)	\$ (9,416)
逆レポ契約合計					\$ (9,416)

売却/買戻し取引

相手方	借入金利 ¹⁾	決済日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	借入額 ¹⁾	売却/買戻し 取引にかかる 未払金 ²⁾
BCY	3.918%	11/18/2022	12/02/2022	\$ (250)	\$ (250)
BCY	4.281%	11/17/2022	01/12/2023	\$ (294)	\$ (295)
MSC	4.183%	11/01/2022	01/12/2023	\$ (456)	\$ (458)
売却/買戻し取引合計					\$ (1,003)

担保付借入として計上される特定の譲渡

	契約の残存約定期日					合計
	オーバーナイト および 連続取引	30日まで	31日から90日	90日超		
逆レポ契約						
米国債	\$ 0	\$ 0	\$ (9,416)	\$ 0	\$ (9,416)	
逆レポ契約合計	\$ 0	\$ 0	\$ (9,416)	\$ 0	\$ (9,416)	
売却/買戻し取引						
米国債	\$ 0	\$ (250)	\$ (753)	\$ 0	\$ (1,003)	
売却/買戻し取引合計	\$ 0	\$ (250)	\$ (753)	\$ 0	\$ (1,003)	
借入れ合計	\$ 0	\$ (250)	\$ (10,169)	\$ 0	\$ (10,419)	
逆レポ契約および売却/買戻し取引にかかる未払金					\$ (10,419)	

借入れおよびその他の資金調達取引の概要

以下は、2022年11月30日現在の、相手方による借入れならびにその他の資金調達取引の時価および差入/（受領）された担保の概要である。

(e) 2022年11月30日現在、下記のマスター契約の条項に基づき、時価総額10,542米ドルの組入証券が担保となっている。

相手方	レポ契約に かかる 受領額	逆レポ契約に かかる未払金	売却/買戻し 取引にかかる 未払金	空売りに かかる未払金	借入れおよび その他の資金 調達取引合計	担保（受領） /差入	エクスポ ージャー純額 ³⁾
グローバル・マスター・レポ契約							
BSN	\$ 0	\$ (9,416)	\$ 0	\$ 0	\$ (9,416)	\$ 9,536	\$ 120
マスター証券フォワード取引契約							
BCY	0	0	(545)	0	(545)	547	2
MSC	0	0	(458)	0	(458)	459	1
借入れおよびその他の資金調達取引合計	\$ 0	\$ (9,416)	\$ (1,003)	\$ 0			

¹⁾ 2022年11月30日終了期間中、未決済の平均借入額は10,662米ドルで、加重平均率は2.388%であった。平均借入額は、当期中保有された場合、売却/買戻し取引および逆レポ契約を含むことがある。

²⁾ 売却/買戻し取引にかかる未払金には、3米ドルの価格下落による繰延が含まれる。

³⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/（相手方への未払金）の純額を表す。借入れおよびその他の資金調達取引からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2022年11月30日現在
(未監査)

④ 金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

先物契約

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	契約数	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
					資産	負債
3-Month EURIBOR Interest Rate March Futures	Long	03/2023	18	\$ (143)	\$ 2	\$ 0
Euro-Bobl 5-Year Note December Futures	Short	01/2023	8	22	0	(2)
Euro-BTP 3-Year Note December Futures	Short	12/2022	7	(2)	0	(1)
Euro-BTP 10-Year Bond December Futures	Short	01/2023	9	(20)	0	(3)
Euro-Bund 10-Year Bond December Futures	Long	01/2023	3	8	2	0
Euro-Buxl 30-Year Bond December Futures	Short	01/2023	3	4	0	(7)
Euro-OAT 10-Year Bond December Futures	Short	12/2022	2	3	0	(1)
Euro-Schatz 2-Year Note December Futures	Short	01/2023	27	7	0	(3)
Japan Government 10-Year Bond December Futures	Short	12/2022	1	(1)	2	0
U.S. Treasury 2-Year Note March Futures	Short	03/2023	23	(15)	0	(14)
U.S. Treasury 5-Year Note March Futures	Long	03/2023	28	22	18	0
U.S. Treasury 10-Year Note March Futures	Short	03/2023	23	(28)	0	(18)
U.S. Treasury 20-Year Bond March Futures	Long	03/2023	3	4	3	0
U.S. Treasury Ultra 10-Year Note March Futures	Short	03/2023	7	(12)	0	(6)
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond March Futures	Short	03/2023	1	(3)	\$ 0	\$ (1)
先物契約合計				\$ (154)	\$ 27	\$ (56)

スワップ契約

金利スワップ

支払/受領	変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月/日/年)	想定元本	時価	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
								資産	負債
支払		3-Month EURIBOR	(0.526%)	11/21/2023	EUR 1,400	\$ (45)	\$ (45)	\$ 1	\$ 0
受領 ⁽¹⁾		3-Month USD-LIBOR	1.840%	11/15/2028	\$ 300	21	21	0	(2)
支払 ⁽¹⁾		3-Month USD-LIBOR	1.975%	11/15/2053	100	(23)	(23)	0	0
支払		5-Year French CPI Ex Tobacco Daily Reference Index	0.000%	03/15/2024	EUR 100	9	9	0	0
支払		6-Month EURIBOR	0.700%	04/11/2027	100	(8)	(8)	0	0
支払		6-Month EURIBOR	0.650%	04/12/2027	100	(8)	(8)	0	0
支払		6-Month EURIBOR	0.650%	05/11/2027	100	(8)	(8)	0	0
支払		6-Month EURIBOR	1.000%	05/13/2027	200	(13)	(13)	0	0
支払		6-Month EURIBOR	1.000%	05/18/2027	100	(7)	(7)	0	0
支払		6-Month EURIBOR	0.000%	11/04/2032	920	(222)	(222)	1	0
支払		6-Month EURIBOR	0.000%	11/08/2032	600	(145)	(145)	1	0
受領		6-Month EURIBOR	0.190%	11/04/2052	130	55	55	0	(1)
受領		6-Month EURIBOR	0.195%	11/04/2052	150	63	63	0	(1)
受領		6-Month EURIBOR	0.197%	11/08/2052	200	84	84	0	(1)
受領		Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.450%	03/20/2029	¥ 110,070	0	29	1	0
受領		Bank of Japan Uncollateralized Overnight Call Rate	0.050%	12/15/2031	40,000	13	5	1	0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	09/15/2024	EUR 100	(2)	(2)	0	0
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	05/15/2027	100	3	3	0	0
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	08/15/2027	100	1	1	0	0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	08/15/2030	100	4	4	0	0
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	03/15/2031	400	(85)	(82)	0	(2)
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	05/15/2032	200	8	7	1	0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2022年11月30日現在

(未監査)

金利スワップ(続き)											
支払/受領	変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月/日/年)	想定元本	時価	未実現利益 /(損失)	変動証拠金			
								資産	負債		
支払		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	06/15/2032	EUR 100	\$ 3	\$ 3	\$ 0	\$ 0		
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	05/15/2037	60	(3)	(3)	0	0		
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	04/15/2052	50	(4)	(4)	0	0		
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	0.000%	05/15/2052	10	(1)	(1)	0	0		
受領		Sterling Overnight Interbank Average Rate	0.500%	03/16/2042	GBP 500	224	(31)	3	0		
支払		UK Retail Price Index	0.000%	03/15/2024	200	16	16	0	0		
支払		UK Retail Price Index	0.000%	05/15/2024	400	23	22	1	0		
支払		UK Retail Price Index	0.000%	06/15/2024	100	5	5	0	0		
受領		UK Retail Price Index	0.000%	01/15/2025	800	(155)	(176)	0	(2)		
支払		UK Retail Price Index	0.000%	12/15/2026	100	10	11	0	0		
受領		UK Retail Price Index	0.000%	08/15/2030	370	(85)	(90)	0	(2)		
受領		UK Retail Price Index	0.000%	04/15/2031	70	(14)	(14)	0	(1)		
支払		UK Retail Price Index	0.000%	01/15/2032	200	16	15	2	0		
支払		UK Retail Price Index	0.000%	09/15/2032	200	1	1	1	0		
受領		UK Retail Price Index	0.000%	03/15/2036	200	(38)	(37)	0	(2)		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	02/05/2023	\$ 370	34	34	0	0		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	03/03/2023	100	(2)	(2)	0	0		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	03/07/2023	100	(2)	(2)	0	0		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	03/08/2023	300	(5)	(5)	0	0		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	03/21/2023	600	(6)	(6)	0	0		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	04/13/2023	577	51	51	1	0		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	04/29/2023	700	(3)	(3)	0	(1)		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	03/05/2026	400	38	38	2	0		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	05/13/2026	200	15	15	1	0		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	05/14/2026	100	7	7	1	0		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	06/01/2026	100	8	8	1	0		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	08/25/2027	200	30	30	2	0		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	08/27/2027	200	29	29	2	0		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	02/05/2028	190	(18)	(19)	0	(2)		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	08/26/2028	100	7	7	1	0		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	07/25/2029	700	(93)	(93)	0	(7)		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	11/04/2029	300	(47)	(47)	0	(3)		
受領		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	05/19/2030	300	(61)	(61)	0	(4)		
支払		US CPI Urban Consumers NSA	0.000%	02/24/2031	500	57	58	6	0		
スワップ契約合計						\$ (268)	\$ (526)	\$ 30	\$ (31)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2022年11月30日現在
（未監査）

金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の概要

以下は、2022年11月30日現在の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の時価および変動証拠金の概要である。

2022年11月30日現在、451米ドルの現金が、上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差し入れられている。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債											
	変動証拠金				変動証拠金											
	時価	資産			時価	負債										
	購入 オプション	先物	スワップ契約	合計	売却 オプション	先物	スワップ契約	合計								
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバ ティブ商品合計	\$	0	\$	27	\$	30	\$	57	\$	0	\$	(56)	\$	(31)	\$	(87)

^(*) かかる商品は、先日付スタートを有する。追加情報については、財務書類に対する注記の注2「証参取引および投資収益」を参照のこと。

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品

為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額		通貨受取額		未実現利益/(損失)			
		通貨	金額	通貨	金額	資産	負債		
BOA	12/2022	EUR	1,952	\$	1,962	\$	0	\$	(48)
BOA	01/2023	PEN	335		84		0		(3)
BPS	12/2022	DKK	155		22		0		0
BPS	12/2022	EUR	251		248		0		(10)
BPS	12/2022	JPY	23,200		167		0		0
CBK	12/2022	CAD	177		131		0		0
CBK	12/2022	GBP	14		16		0		0
CBK	12/2022	PEN	122		29		0		(3)
CBK	01/2023	JPY	10,900		79		1		0
CBK	02/2023	AUD	69		46		0		0
DUB	12/2022	\$	699	DKK	4,981		0		(10)
DUB	01/2023	DKK	4,962	\$	699		10		0
GLM	12/2022	\$	24	PEN	96		1		0
GLM	03/2023	MXN	517	\$	25		0		(1)
GLM	05/2023	\$	22	PEN	91		1		0
JPM	12/2022	DKK	3,653	\$	486		0		(20)
JPM	12/2022	\$	56	DKK	400		0		(1)
JPM	12/2022		51	EUR	51		2		0
JPM	12/2022		1,142	GBP	947		0		(14)
JPM	01/2023	GBP	947	\$	1,144		14		0
JPM	01/2023	\$	41	DKK	295		0		0
MBC	12/2022	DKK	565	\$	76		0		(3)
MBC	12/2022	EUR	124		128		1		0
MBC	12/2022	GBP	27		32		0		0
MBC	12/2022	JPY	63,600		442		0		(14)
MBC	12/2022	\$	634	DKK	4,505		0		(10)
MBC	12/2022		2,375	EUR	2,276		0		(31)
MBC	12/2022		197	GBP	167		2		0
MBC	01/2023	DKK	4,487	\$	634		10		0
MBC	01/2023	EUR	2,210		2,316		33		0
MYI	12/2022	JPY	4,400		32		0		0
MYI	12/2022	\$	292	JPY	40,193		0		(4)
MYI	01/2023	JPY	39,974	\$	292		4		0
SCX	12/2022	DKK	5,528		746		0		(19)
UAG	12/2022	GBP	1,073		1,244		0		(35)
為替予約契約合計						\$	79	\$	(226)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2022年11月30日現在
(未監査)

購入オプション									
金利スワップション									
相手方	銘柄	変動金利指数	支払/ 受領変動 金利	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁱⁱ⁾	取得原価	時価	
BRC	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	支払	1.410%	02/02/2023	900	\$ 4	\$ 0	
CBK	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	支払	1.720%	02/23/2023	1,800	10	0	
GLM	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	支払	2.200%	04/26/2023	700	7	1	
JPM	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	支払	1.710%	01/25/2023	1,900	12	0	
MYC	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	支払	1.428%	01/31/2023	900	5	0	
MYC	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	支払	2.200%	05/31/2023	1,300	16	4	
NGF	Put - OTC 30-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	2.285%	11/13/2023	300	19	57	
購入オプション合計							\$ 73	\$ 62	
売却オプション									
金利スワップション									
相手方	銘柄	変動金利指数	支払/ 受領変動 金利	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁱⁱ⁾	プレミアム (受領)	時価	
BRC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	受領	1.558%	02/02/2023	200	\$ (5)	\$ 0	
CBK	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	受領	1.736%	02/23/2023	400	(10)	0	
GLM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	受領	2.350%	04/26/2023	400	(8)	(2)	
JPM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	受領	1.785%	01/25/2023	400	(11)	0	
MYC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	受領	1.579%	01/31/2023	200	(5)	0	
MYC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	Secured Overnight Financing Rate	受領	2.350%	05/31/2023	700	(15)	(4)	
NGF	Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	2.300%	11/13/2023	1,300	(17)	(73)	
							\$ (71)	\$ (79)	
クレジット・デフォルト・スワップション									
相手方	銘柄		バイ/セル プロテクション	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁱⁱ⁾	プレミアム (受領)	時価	
DUB	Put - CDX.IG-38 Index		Sell	1.400%	12/21/2022	100	\$ 0	\$ 0	
GST	Put - CDX.IG-38 Index		Sell	1.500%	12/21/2022	200	(1)	0	
GST	Put - iTraxx Europe Series 37 Index		Sell	3.000%	03/15/2023	100	0	0	
							\$ (1)	\$ 0	
インフレーション・キャップ・オプション									
相手方	銘柄	当初 インデックス	変動金利		権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁱⁱ⁾	プレミアム (受領)	時価	
GLM	Cap - OTC CPALEMU Index	120.716	Maximum of [(Final Index/Initial Index - 1) - 3.000%, 0]		06/22/2035	300	\$ (13)	\$ (9)	
JPM	Cap - OTC CPURNSA Index	243.273	Maximum of [0, Final Index/Initial Index - (1+4.00%)^10]		04/22/2024	800	(6)	0	
							\$ (19)	\$ (9)	
売却オプション合計							\$ (91)	\$ (88)	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2022年11月30日現在
（未監査）

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2022年11月30日現在の、相手方との店頭取引金融デリバティブ商品の時価および差入れ／（受領）された担保の概要である。

相手方	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭取引 デリバティブ の時価 純額	担保 差入れ/ (受領)	エクス ポージャー 純額 ⁱⁱ⁾
	為替予約 契約	購入 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	為替予約 契約	売却 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計			
BOA	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (51)	\$ 0	\$ 0	\$ (51)	\$ (51)	\$ 0	\$ (51)
BPS	0	0	0	0	(10)	0	0	(10)	(10)	0	(10)
BRC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C&K	1	0	0	1	(3)	0	0	(3)	(2)	0	(2)
DUB	10	0	0	10	(10)	0	0	(10)	0	0	0
GLM	2	1	0	3	(1)	(11)	0	(12)	(9)	0	(9)
GST	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
JPM	16	0	0	16	(35)	0	0	(35)	(19)	0	(19)
MBC	46	0	0	46	(58)	0	0	(58)	(12)	0	(12)
MYC	0	4	0	4	0	(4)	0	(4)	0	0	0
MYI	4	0	0	4	(4)	0	0	(4)	0	0	0
NGF	0	57	0	57	0	(73)	0	(73)	(16)	0	(16)
SCX	0	0	0	0	(19)	0	0	(19)	(19)	0	(19)
UAG	0	0	0	0	(35)	0	0	(35)	(35)	0	(35)
店頭取引合計	\$ 79	\$ 62	\$ 0	\$ 141	\$ (226)	\$ (88)	\$ 0	\$ (314)			

ⁱ⁾ 想定元本は、契約数を表している。

ⁱⁱ⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金／（相手方への未払金）の純額を表す。店頭取引金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の注7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

2022年11月30日現在の資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値

	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品					
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品・資産						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 27	\$ 27
スワップ契約	0	0	0	0	30	30
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 57	\$ 57
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 79	\$ 0	\$ 79
購入オプション	0	0	0	0	62	62
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 79	\$ 62	\$ 141
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 79	\$ 119	\$ 198
金融デリバティブ商品・負債						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (56)	\$ (56)
スワップ契約	0	0	0	0	(31)	(31)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (87)	\$ (87)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (226)	\$ 0	\$ (226)
売却オプション	0	0	0	0	(88)	(88)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (226)	\$ (88)	\$ (314)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (226)	\$ (175)	\$ (401)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2022年11月30日現在
(未監査)

2022年11月30日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品						
商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計	
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益(損失)						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 692	\$ 692
スワップ契約	0	0	0	0	2	2
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 694	\$ 694
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 519	\$ 0	\$ 519
購入オプション	0	0	0	0	(25)	(25)
売却オプション	0	3	0	0	27	30
	\$ 0	\$ 3	\$ 0	\$ 519	\$ 2	\$ 524
	\$ 0	\$ 3	\$ 0	\$ 519	\$ 696	\$ 1,218
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益(損失)の純変動額						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (280)	\$ (280)
スワップ契約	0	0	0	0	(226)	(226)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (506)	\$ (506)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (159)	\$ 0	\$ (159)
購入オプション	0	0	0	0	(171)	(171)
売却オプション	0	(1)	0	0	263	262
	\$ 0	\$ (1)	\$ 0	\$ (159)	\$ 92	\$ (68)
	\$ 0	\$ (1)	\$ 0	\$ (159)	\$ (414)	\$ (574)

公正価値測定

以下は、2022年11月30日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	2022年11月30日現在公正価値
投資有価証券、時価				
社債				
銀行業およびファイナンス	\$ 0	\$ 1,284	\$ 0	\$ 1,284
産業	0	191	0	191
公益事業	0	198	0	198
米国政府機関債	0	1,204	0	1,204
米国財務省証券	0	44,786	0	44,786
モーゲージ・バック証券	0	896	0	896
アセット・バック証券	0	798	0	798
ソブリン債	0	3,540	0	3,540
短期金融商品	0	291	0	291
投資有価証券合計	\$ 0	\$ 53,188	\$ 0	\$ 53,188
金融デリバティブ商品 - 資産				
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品				
店頭取引金融デリバティブ商品	6	51	0	57
	\$ 6	\$ 141	\$ 0	\$ 141
金融デリバティブ商品 - 負債				
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品				
店頭取引金融デリバティブ商品	(17)	(70)	0	(87)
	0	(314)	0	(314)
	\$ (17)	\$ (384)	\$ 0	\$ (401)
合計	\$ (11)	\$ 52,906	\$ 0	\$ 52,905

2022年11月30日終了期間中、レベル3への/からの重要な移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2022年12月末日現在)

資本金の額 1,207,223,330.65米ドル(約1,601億9,854万円)

授權有限責任会社社員持分口数

授權有限責任会社社員持分口数は1,250,000口である。クラスA授權持分口数は850,000口、クラスB授權持分口数は150,000口、クラスM授權持分口数は250,000口である。

発行済有限責任会社社員持分口数

クラスA発行済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は90,956.64口である。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドのスポンサーであり、ピムコ・パーミューダ・トラスト(「トラスト」)の構成に責任を負う。1971年に設立された管理会社は、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。信託証書に従い、管理会社はファンドの投資顧問会社を務め、ファンドの日々の投資運用に最終的な責任を負う。管理会社は、ファンドに適用される投資目的および投資指針に従い、トラスト資産の選別、配分および再配分について助言を行う権限を有してファンドのポートフォリオを管理する。一定の制限を条件に、管理会社は管理業務を別の者に委託することが認められており、業務の一部を委託している。

管理会社の権利および業務は、パーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則、信託証書およびメイプルズ・トラスティ・サービシーズ(パミュダ)リミテッド(「受託会社」)と管理会社との投資運用契約に規定されている。管理会社は、管理会社に関連するパーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則の規定(パーミューダ金融庁(「BMA」)によりトラストに課せられた付加的な要項および条件を含む。)に拘束され、同規定に定められた事項を実行し、それについて責任を負うことを了承している。かかる規定に基づき、管理会社は、信託証書、パーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則および英文目論見書に従ってファンドの投資目的と合致する投資判断を行う業務を負っている。特に、管理会社は、英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反してファンドの資産が利用または投資されることを避けるために、合理的な手順を踏み、すべての適切な注意を払う義務を有する。また、管理会社は、パーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則の遵守のために必要な会計帳簿およびその他の記録を保持することが求められている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者または60日前の書面による通知により、退任することができるが、(a)管理会社が清算手続に入った場合、(b)管理会社の財産につき管財人が選任された場合、(c)受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により言明した場合、または(d)管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または(e)現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には直ちに、受託会社によって解任されることがある。管理会社がトラストの管理会社でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、管理会社は、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任しもしくは交代させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、トラストのために、かつトラストの資産のみをもって、

()トラストの運用もしくは受益証券の販売、または()信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、

費用もしくは出費(弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。)、判決および(受託会社がトラストのために和解を承諾している場合の)和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がトラストもしくは受託会社に対しいかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるトラストの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および/または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、ファンドの資産から補償される。

2022年12月末日現在、管理会社は以下の335本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は、691,424,329,847米ドルである。

設立国	基本的性格	本数	純資産価額
米国籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	118	413,018,237,506 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	21	13,378,428,043 米ドル
	上場投資信託、フィックス ト・インカム・ファンド	14	20,152,020,055 米ドル
アイルランド籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	70	165,073,538,103 米ドル
	上場投資信託、フィックス ト・インカム・ファンド	9	7,346,843,644 米ドル
ケイマン籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	30	18,088,514,479 米ドル
バーミューダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	36	17,899,185,286 米ドル
カナダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	15	21,254,262,077 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	4	772,147,546 米ドル
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	5	2,258,760,129 米ドル
オーストラリア籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	13	12,182,392,976 米ドル

(3) その他

本書提出前6か月以内において、トラストは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はトラストによるもしくはトラストに対する係争中もしくは発生するおそれのある重大な訴訟または請求が存在するとは認識していない。

管理会社(「PIMCO」)は、投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすと合理的に予想されるような訴訟の対象とはなっていない。

上記にかかわらず、PIMCOは2022年12月末日現在において以下の訴訟を認識している。

2018年4月18日、PIMCOおよびピムコ・インベストメンツ・エルエルシー(「PL」)は、米国領ヴァージン諸島において行われた申立ての当事者とされた。PIMCOおよびPLのほか、本申立てでは、ブラックロックの特定の関連会社も被告とされた(総称して「本被告」という。)。本申立ては、アルティソース・アセット・マネジメント社と取引関係のあるモーゲージ・サービス会社であるオクウェン社の事業運営に損害を与える意図を持って、本被告が組織的に関与したことなどを主張した。原告は、オクウェン社とアルティソース・アセット・マネジメント社の両社の株式を所有している。2018年8月8日、原告は修正訴状を提出した。この修正訴状の主張の内容は、当初の申し立てと実質的に同じである。PIMCOはこれらの主張には法的根拠がないと考え、本件について強く防御する意向である。

2019年9月24日、PIMCO、PLおよびPIMCOの従業員2名に対して、PIMCOの元従業員によりオレンジ・カウンティ高等裁判所において訴訟が提起された。訴訟は、とりわけ性別、人種、障害による差別および不平等な賃金について主張するものであった。訴状では柔軟な労働環境の要求およびその他の雇用機会に関して虚偽があることも主張した。本件は解決し、2022年12月に取り下げられた。

2020年8月3日、フロリダに本社を置く企業の取締役であるPIMCOの従業員3名が、以前同社の株式保有者として支配権を有していた者がフロリダ州裁判所に提起した申立ての当事者とされた。この申立てはPIMCOを被告に加えるために2020年8月31日に訂正された。申立てでは、原告およびPIMCOが運用している私募投資信託の子会社が当事者になっている株主間契約に関連して、契約の違法な妨害、受託者責任違反の教唆および名誉棄損があったと主張している。PIMCOは株主間契約の当事者ではなく、これらの主張には根拠がないと考え、本件について強く防御する意向である。

2020年11月18日、PIMCOの元従業員2名が、PIMCOおよびPIMCOの複数の従業員に対する訴訟をオレンジ・カウンティ高等裁判所に提起した。訴訟はとりわけ、ジェンダーおよび障害の状況に基づく差別および不平等な待遇ならびに報復措置があったと主張していた。2021年2月18日、PIMCOの元従業員3人の原告を追加する修正訴状が提出され、その後2021年8月12日に2度目の修正訴状が提出された。本件は解決し、最後の原告について2023年1月に取り下げられた。

PIMCOは、2021年9月22日に、ニューヨーク南部地区で提出された修正訴状において被告とされた。受託者であるウエルズ・ファーゴがCDOによる破綻証券の売却に関連する訴訟を提起した。ピムコが運用する一部の投資信託がCDOの優先証券を保有していたことから、PIMCOが投資運用会社としての地位に基づき、優先証券の保有者の権利を代表するための競合権利者確認訴訟の被告とされている。申立てはPIMCOまたはPIMCOが運用するいずれかの投資ビークルの不正行為を訴えるものではない。

2022年5月13日、PIMCO、PLおよびPIMCOの複数の従業員に対して、PIMCOの元従業員および元独立契約者(「原告」)によりオレンジ・カウンティ高等裁判所において訴訟が提起された。訴訟は、とりわけ人種および障害の状況に基づく差別および不平等な賃金ならびに報復措置について主張した。申立てにおける主張は事実ではなく、PIMCOは原告が適正な待遇および報酬を得ていたことを立証する意向である。

2022年6月23日および2022年6月29日、PIMCOはPIMCOが運用する私募ファンドの組入先企業であるファースト・ギャランティー・モーゲージ・コーポレーション(「FGMC」)の元従業員がテキサス州連邦裁判所に提起した2件の個別の訴訟において訴えられた。1件目の訴訟はFGMCの元従業員個人による性差別および報復的解雇を主張するもので、2件目の訴訟はFGMCの人員削減に関連する連邦労働者調整・再訓練予告法の違反に対して集団訴訟を提起するものである。PIMCOは両方の訴訟で訴えられており、これらについて強く防御する意向であるが、PIMCO自身はFGMCの株式保有者ではなく、PIMCOは同社の日常業務または経営上の意思決定には一切関与していない。

(2) その他の訂正

第一部 証券情報

<訂正前>

(9) 払込期日

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「約定日」という。通常発注日の日本における翌営業日)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって、申込日から起算して通常5営業日以内の日(以下「払込日」という。)に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(Brown Brothers Harriman & Co.)^(注)のファンド口座に米ドル貨で払込まれる。

(注) ステート・ストリート・コーポレーションとブラウン・ブラザーズ・ハリマン(以下「BBH」という。)は、ステート・ストリート・コーポレーションがBBHのインベスター・サービス部門を買収することで合意に至った旨を発表している。今後、各国の規制当局の承認等をもって買収完了となり、ファンドの管理事務代行会社兼保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ステート・ストリート・コーポレーションの関係会社に変更となる予定である。

<訂正後>

(9) 払込期日

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「約定日」という。通常発注日の日本における翌営業日)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって、申込日から起算して通常5営業日以内の日(以下「払込日」という。)に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(Brown Brothers Harriman & Co.)のファンド口座に米ドル貨で払込まれる。

第二部 ファンド情報

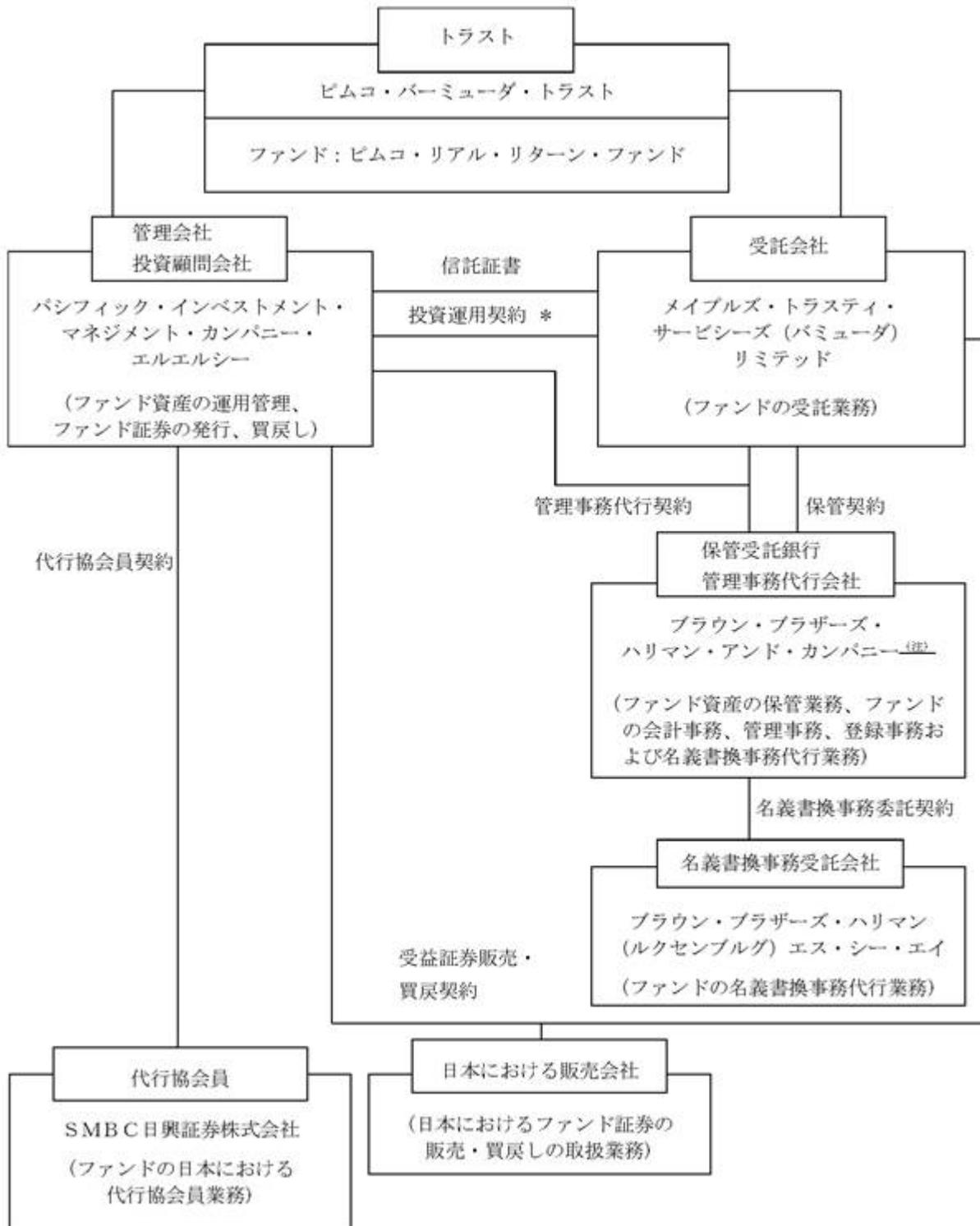
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

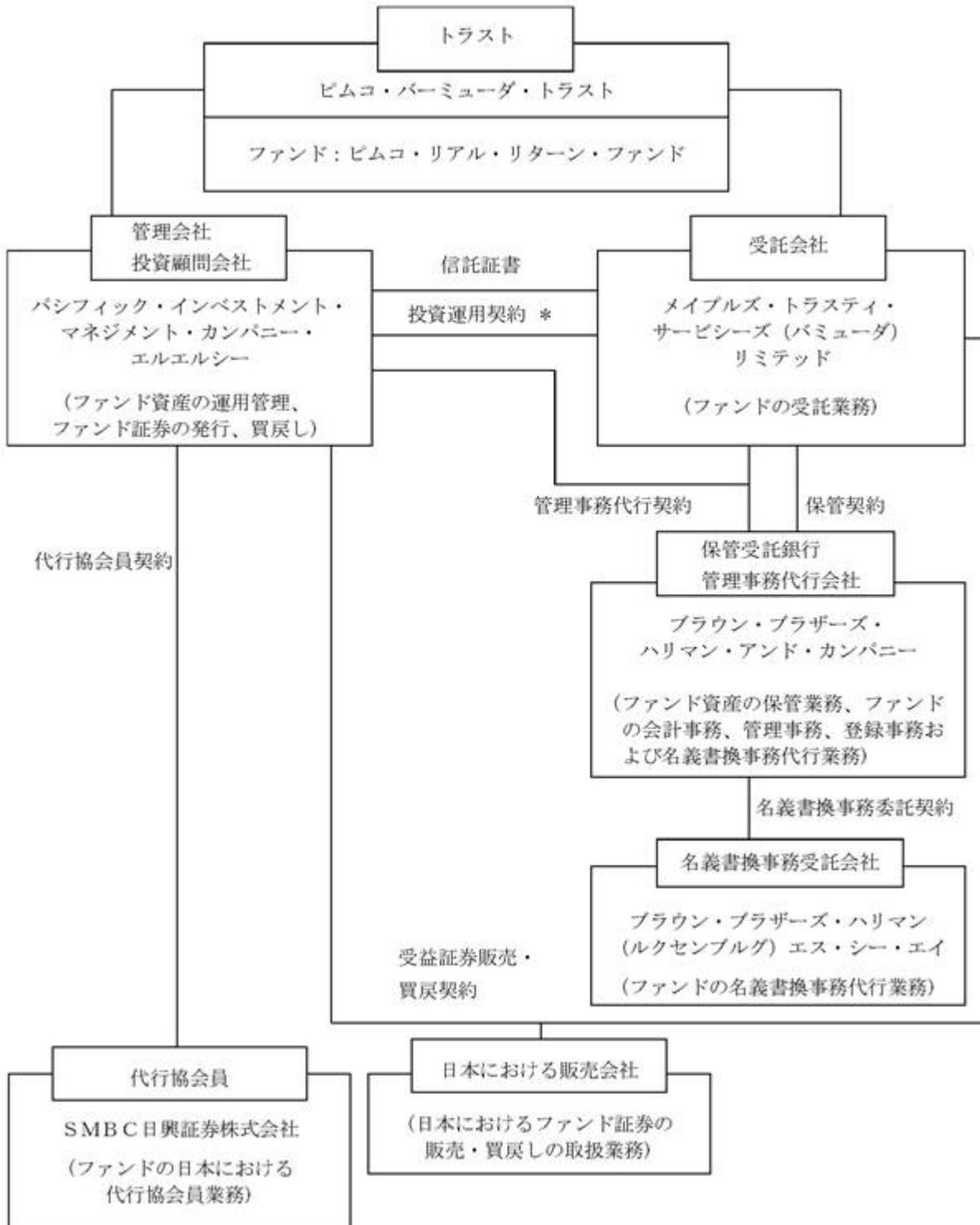
<訂正前>



* 投資運用契約は、受託会社と投資顧問会社との間で締結される。

(注) ステート・ストリート・コーポレーションとブラウン・ブラザーズ・ハリマン(以下「BBH」という。)は、ステート・ストリート・コーポレーションがBBHのインベスター・サービス部門を買収することで合意に至った旨を発表している。今後、各国の規制当局の承認等をもって買収完了となり、ファンドの管理事務代行会社兼保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ステート・ストリート・コーポレーションの関係会社に変更となる予定である。

<訂正後>



* 投資運用契約は、受託会社と投資顧問会社との間で締結される。

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

ファンドの特徴

米国インフレ連動国債を主な投資対象とするファンド

- 主に米国政府、その他各国政府、政府機関、政府系企業及びその他の企業が発行するインフレ連動債に投資します。
- ブルームバーグ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス(シリーズL)をベンチマークとします。
- 信用力の高い米国インフレ連動国債に投資することで、慎重な運用を維持しつつ、最大限のリターンを目指します。
- B格以上のハイ・イールド債にファンド純資産の10%まで投資可能です。米ドル以外の通貨建ての債券にファンド純資産の20%まで投資可能です。

インフレ連動債のメリットを享受

- 米国インフレ連動国債は、米国の物価上昇率(インフレ率)に連動して元本・利金に変化する債券です。
- 通常の債券ファンドと比較して、インフレ時の金利上昇に抵抗があります。

運用は債券運用において専門性を有するPIMCOが行います。

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、グローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。
- 米国においても、PIMCOは、多様な投資戦略に基づいて、インフレ・リスクを抑制しながら良好な運用実績を残しています。

※PIMCOは1997年よりインフレ連動国債の運用を開始し、年金・個人投資家を中心に、運用資産を積み上げています。
(2022年9月末日現在 米国籍のピムコ・リアル・リターン・ファンドの運用資産額は約100.15億米ドル(約1兆4,496億円、
2022年9月末日現在のWMロイターレート1米ドル=144.745円で換算))

<訂正後>

(前略)

ファンドの特徴

米国インフレ連動国債を主な投資対象とするファンド

- 主に米国政府、その他各国政府、政府機関、政府系企業及びその他の企業が発行するインフレ連動債に投資します。
- ブルームバーグ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス(シリーズL)をベンチマークとします。
- 信用力の高い米国インフレ連動国債に投資することで、慎重な運用を維持しつつ、最大限のリターンを目指します。
- B格以上のハイ・イールド債にファンド純資産の10%まで投資可能です。米ドル以外の通貨建ての債券にファンド純資産の20%まで投資可能です。

インフレ連動債のメリットを享受

- 米国インフレ連動国債は、米国の物価上昇率(インフレ率)に連動して元本・利金に変化する債券です。
- 通常の債券ファンドと比較して、インフレ時の金利上昇に抵抗があります。

運用は債券運用において専門性を有するPIMCOが行います。

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、グローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。
- 米国においても、PIMCOは、多様な投資戦略に基づいて、インフレ・リスクを抑制しながら良好な運用実績を残しています。

※PIMCOは1997年よりインフレ連動国債の運用を開始し、年金・個人投資家を中心に、運用資産を積み上げています。
(2022年12月末日現在 米国籍のピムコ・リアル・リターン・ファンドの運用資産額は約101.49億米ドル(約1兆3,392億円、2022年12月末日現在のWMロイターレート1米ドル=131.945円で換算))

(2) 投資対象

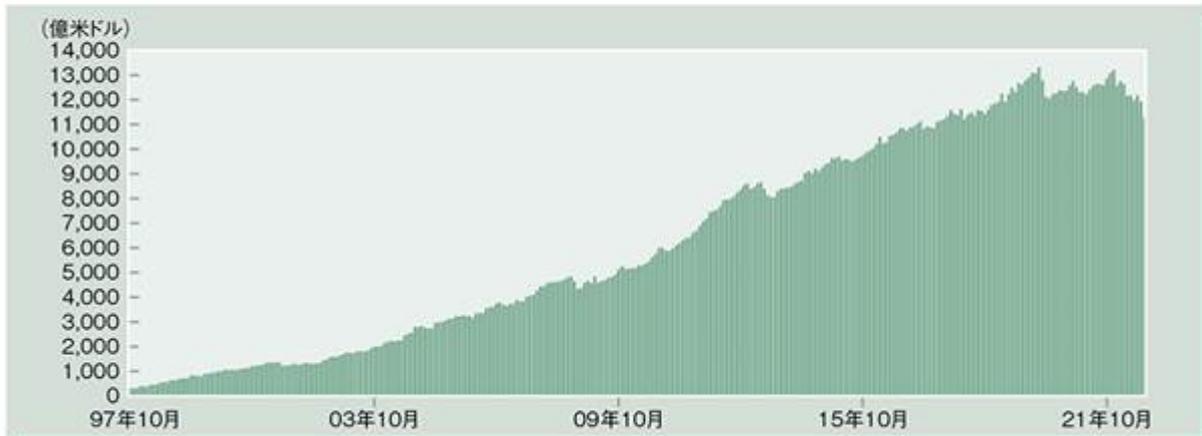
<訂正前>

(前略)

米国インフレ連動国債の市場規模

■約1兆1,267億米ドル(約163兆円*) (2022年9月末現在)

*2022年9月末日の為替(WMロイターレート1米ドル=144.745円)で換算



期間:1997年10月末日~2022年9月末日

出所:ブルームバーグ

以下は、米国債券市場の動向と米国インフレ連動国債のリターン動向を示すものである。

過去の米国インフレ連動国債市場は、安定したリターンができています。



過去の実績を分析したものであり、今後の動向を保証または示唆するものではない。

(後略)

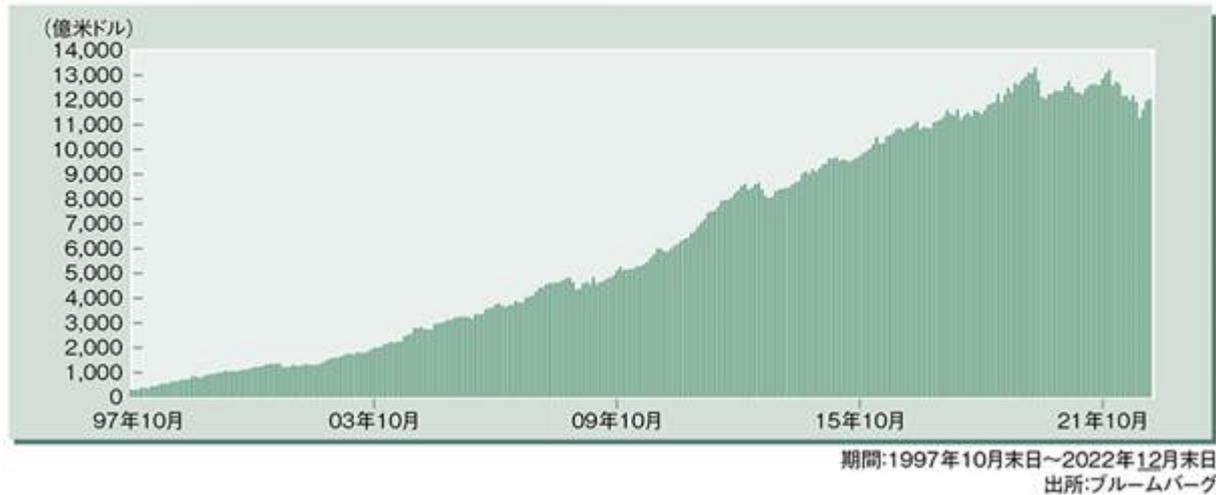
<訂正後>

(前略)

米国インフレ連動国債の市場規模

■約1兆2,034億米ドル(約159兆円*) (2022年12月末日現在)

*2022年12月末日の為替(WMロイターレート1米ドル=131.945円)で換算



以下は、米国債券市場の動向と米国インフレ連動国債のリターン動向を示すものである。

過去の米国インフレ連動国債市場は、安定したリターンができています。



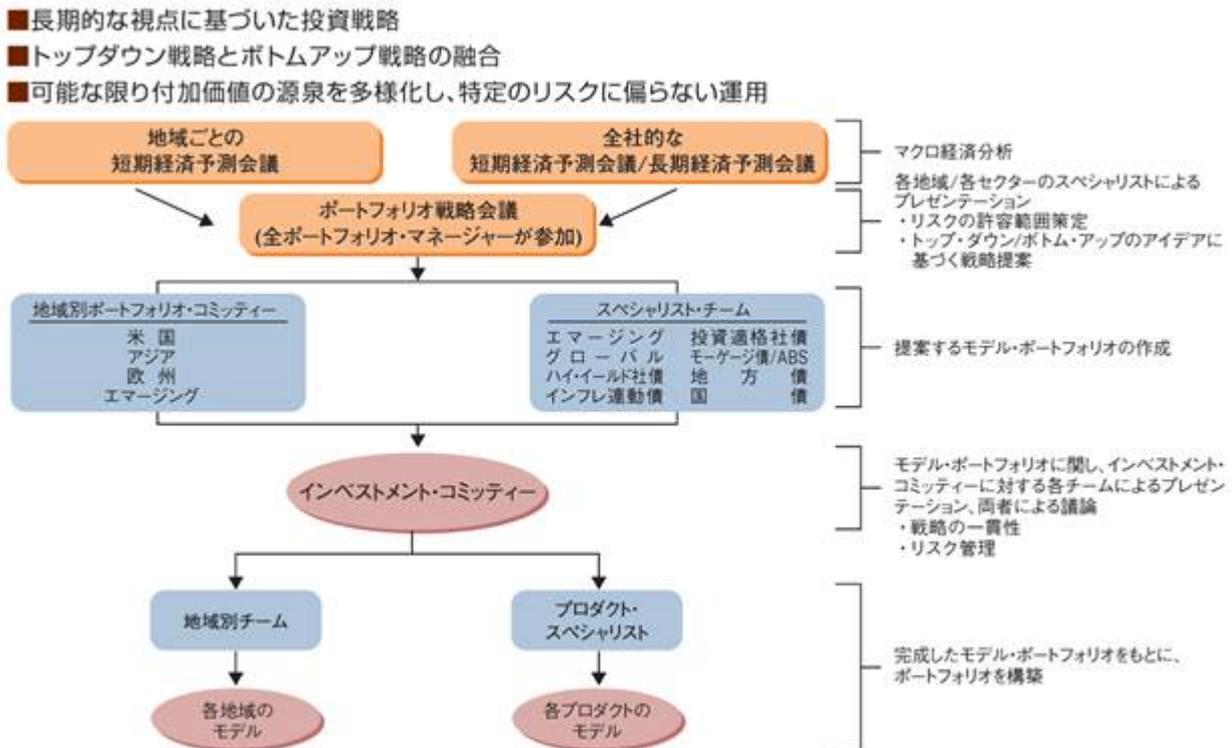
過去の実績を分析したものであり、今後の動向を保証または示唆するものではない。

(後略)

(3) 運用体制

<訂正前>

運用プロセス

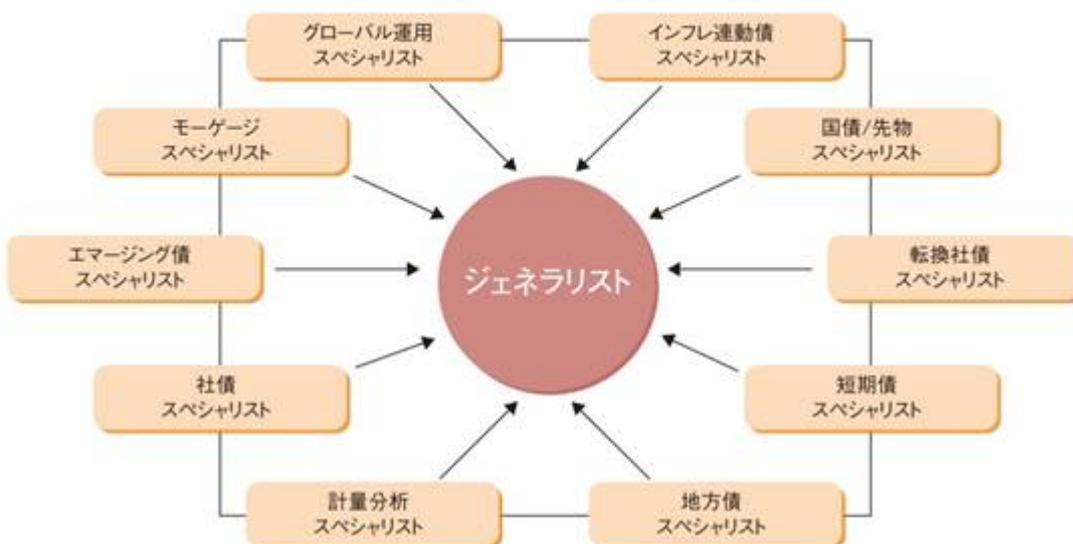


2022年8月末日現在

(中略)

ビムコ・リアル・リターン・ファンドの運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
 ■トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオ
 の安定化を図ります。



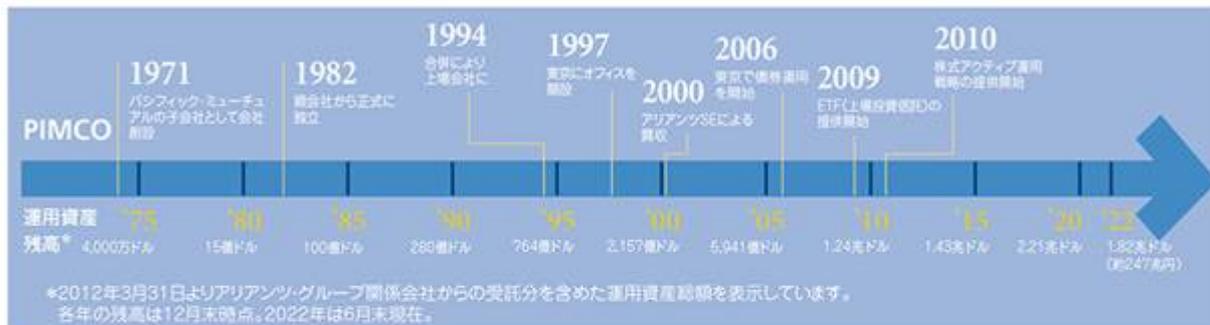
2022年8月末日現在

(中略)

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(略称「PIMCO」)は1971年に設立され、現在世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- 世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、現在PIMCOグループ全体での運用資産(関係会社からの受託分を含む)は約1.82兆米ドル(約247兆円*)となっております。

*WMロイターレート1米ドル=135.855円で換算 2022年6月末日現在

- PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞
米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年

運用実績賞
アジア・インベスター誌
【日本債券】2010年、2011年、2013年、2014年
【グローバル債券(ヘッジ付)] 2008年、2013年、2015年



The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015 ©. Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

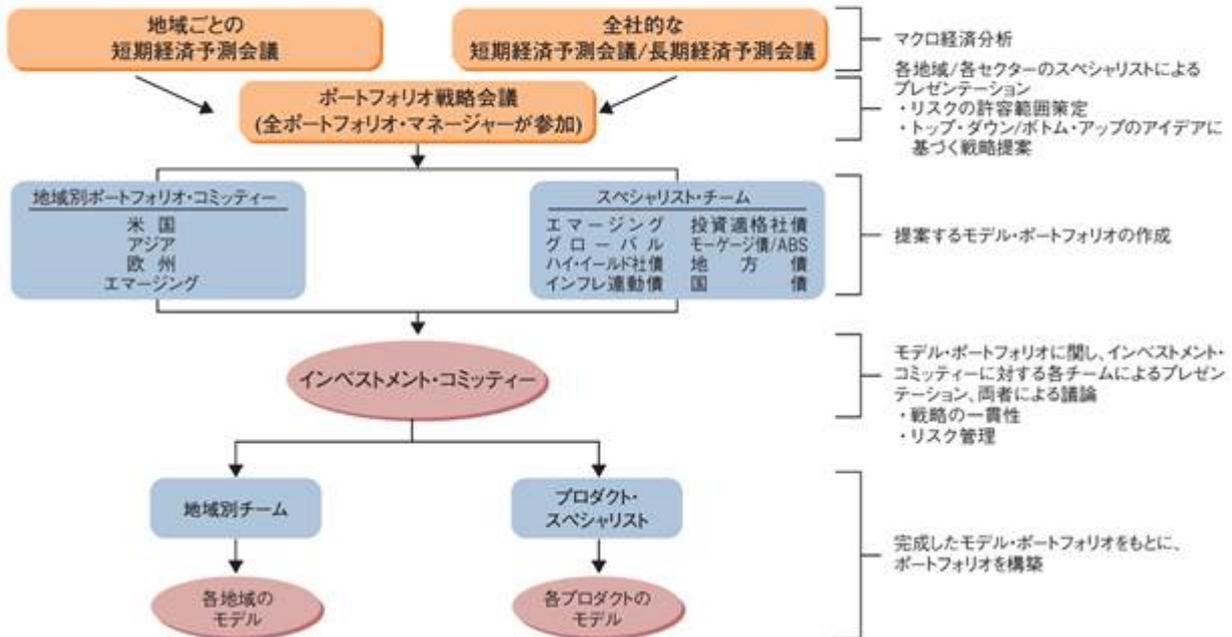
<訂正後>

運用プロセス

■長期的な視点に基づいた投資戦略

■トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合

■可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



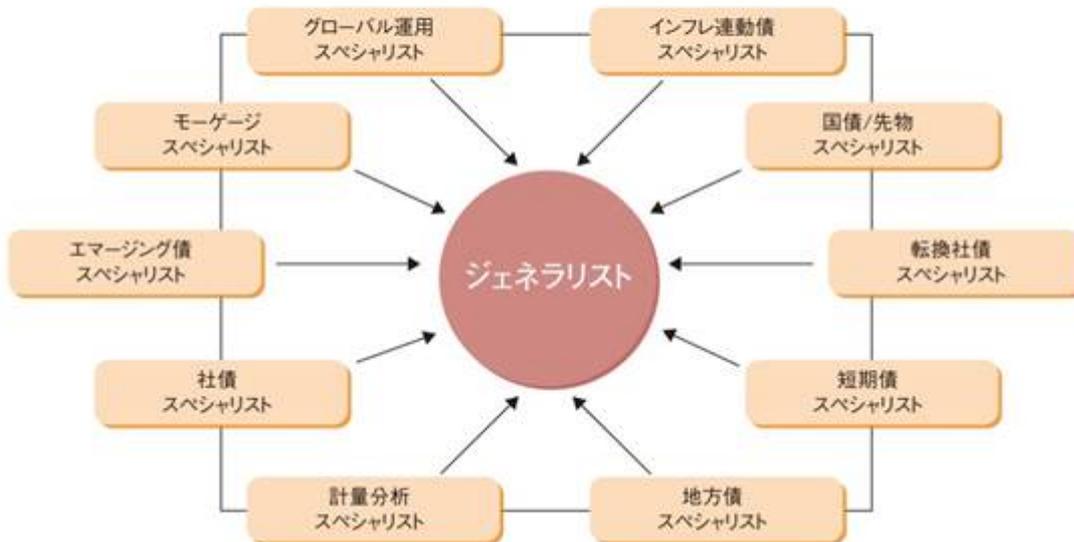
2022年12月末日現在

(中略)

ビムコ・リアル・リターン・ファンドの運用チーム

■ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制

■トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



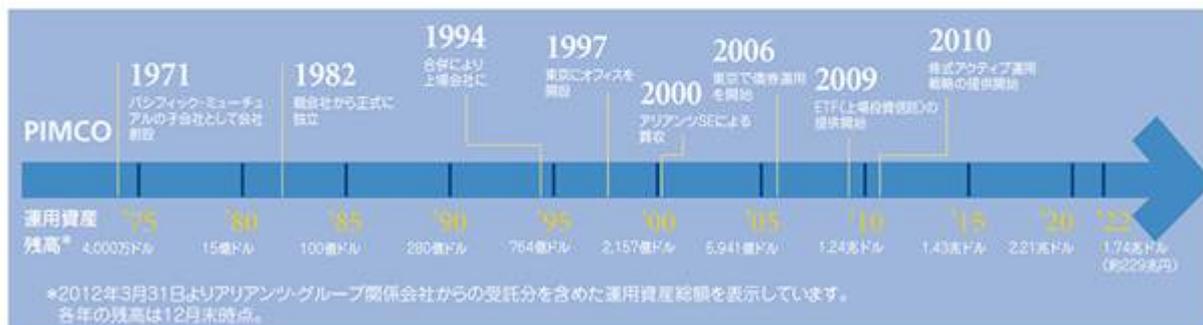
2022年12月末日現在

(中略)

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(略称「PIMCO」)は1971年に設立され、現在世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- 世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、現在PIMCOグループ全体での運用資産(関係会社からの受託分を含む)は約1.74兆米ドル(約229兆円*)となっております。

*WMロイターレート1米ドル=131.945円で換算 2022年12月末日現在

- PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年



運用実績賞

アジア・インベスター誌
[日本債券] 2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)] 2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015©. Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

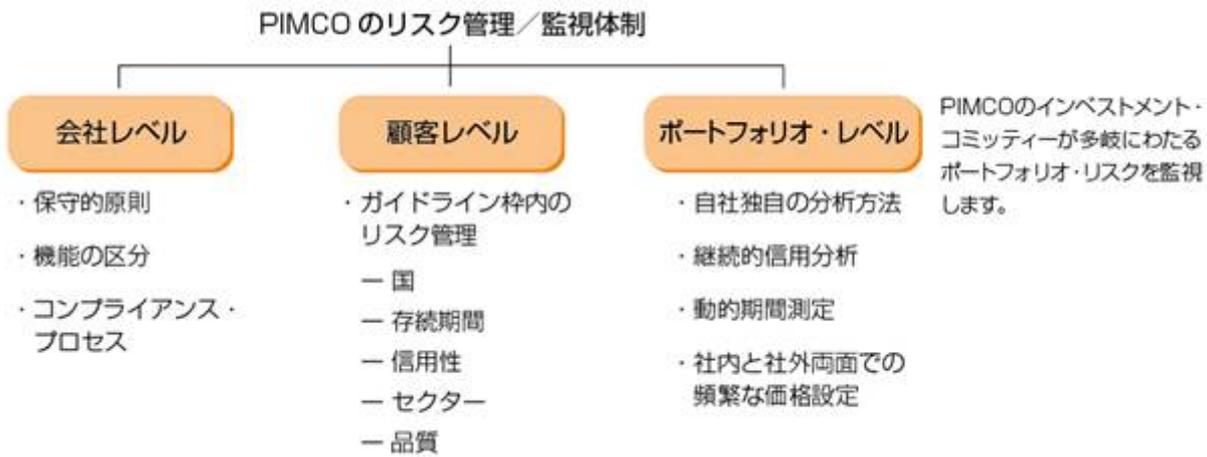
3 投資リスク

リスクの管理体制

< 訂正前 >

(前略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



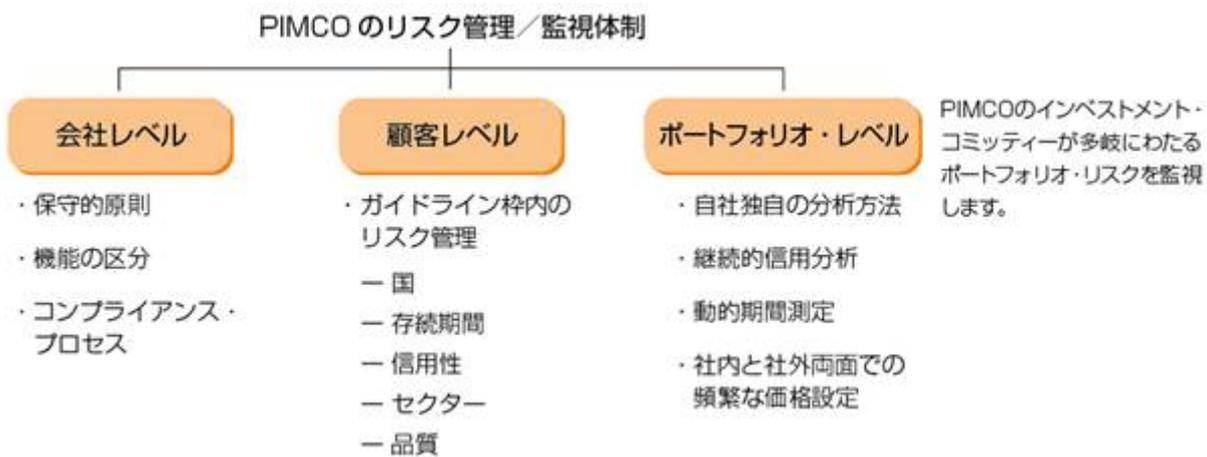
2022年8月末日現在

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



2022年12月末日現在

(後略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(A) 日本

2022年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(A) 日本

2023年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」)(Brown Brothers Harriman and Company)一

受託会社および管理会社は、トラストの管理事務代行会社として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。管理事務代行会社は、トラストの管理事務・登録事務・名義書換事務・会計事務代行業務を行うものとし、適用法令および信託証書に従ってトラストの会計書類を保管し、各ファンドの一口当たり純資産価格を計算する。管理事務代行会社は、受託会社および管理会社の事前の書面による承諾を得た上で、管理事務代行契約に基づく業務について、関連会社(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイを含むがこれに限定されない)または第三者機関に対して委託するまたは下請けに出すことができる。ただし、かかる任命により、管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務と法的責任が軽減されるものではない。

管理事務代行会社は、特に、トラストの会計帳簿、記録の保管、トラストの財務諸表の作成に関する監督その他の管理事務、受益者名簿の維持、受益者との連絡業務および購入申込および売却請求の取扱、トラストのための受益証券の買戻しまたは名義書換に関するトラスト宛のすべての通信の処理および対応、適用あるマネー・ロンダリング規制の遵守および管理事務代行契約に基づくその任務に必要なその他すべての関連業務の遂行に関し責任を負うものとする。

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社は、管理事務代行契約上の義務および業務の遂行における管理事務代行会社の作為、不作為、誤謬または遅延(判断の誤りおよび法の誤った解釈を含むがこれらに限られない)の結果としてファンドまたはファンド受益者もしくは元受益者またはそれ以外の者が被るかこれらに生じる一切の損失、損害または費用について、責任を有さず義務を負わないものとする。ただし、その義務および職務の遂行における管理事務代行会社による故意の違法行為、悪意または過失に直接起因する損失、損害または費用については、この限りではない。管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了させることができる。ただし、管理事務代行会社の退任および後任の管理事務代行会社の名称については、受益者へ書面により通知される。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは()被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本

契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

受託会社は、トラストの保管受託銀行として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。

保管受託銀行は、保管契約に従い保管受託銀行に送付され、管理されるトラストの全資産を保管する権利を有する。保管受託銀行は、トラストの資産の全部または一部を保管するために他の銀行および金融機関を任命することができ、保管契約に基づく業務について、関連会社もしくは第三者機関に対して委託するまたは下請けに出すことができる。ただし、保管受託銀行は、委託に際して、委託先の選定、保持、監視に相当な注意を払うものとし、かかる任命により、保管契約に基づく保管受託銀行の管理義務が軽減されるものではない。保管受託銀行は、保管受託銀行が決定する決済機構に有価証券を保管することができる。保管受託銀行は、トラストの資金および有価証券の預託に関し、銀行の通常の業務を有するものとする。ファンドの受益者の利益保護のため、受益証券の売却等によりファンドが受領したすべての金銭は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの口座に維持され、投資対象の購入、ファンドの受益者による買戻請求に対する支払い、ファンドの費用の支払い、またはその他の許可された支払いのために限りかかる口座から引き出され得るものとする。保管受託銀行は、申込代金を受領するものとし、また、受託会社またはその適法に任命された代理人の指示により買戻請求に応じる責任を有するものとする。

保管契約の条項に従い、保管受託銀行は、受託会社またはその適法に任命された代理人による適切な指示を受けた場合のみ、保管契約に基づくその職務を遂行する。保管契約により、保管受託銀行は、保管受託銀行の過失、悪意または故意の違法行為の結果としてトラストが被る一切の直接的損害について責任を負う旨規定されている。

保管受託銀行および受託会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは()被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

- (4) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ(「名義書換事務受託会社」)(Brown Brothers Harriman(Luxembourg)S.C.A)ー
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、トラストの一定の名義書換事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに委託する。この委託に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイは、特に、受益証券の発行および買戻しの登録、該当の場合、宣言された分配および支払われた分配の記録の保持、ならびにルクセンブルグ法に従うマネー・ロンダリング規制(「AML」)および顧客確認規則(「KYC」)により要求される受託証券の申込者に対するデュー・デリジェンス調査の実施に責任を有する。トラストに提供するサービスについては、トラストではなくブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーがブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに報酬を支払う。名義書換事務受託会社はトラストから直接報酬を受領しない。
- (5) S M B C日興証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)
受益証券の販売に関して、日本における販売会社および代行協会員として行為する。
- (6) 野村證券株式会社(「日本における販売会社」)
受益証券の販売に関して、日本における販売会社として行為する。
- (7) 株式会社S B I証券(「日本における販売会社」)
受益証券の販売に関して、日本における販売会社として行為する。
- (8) あかつき証券株式会社(「日本における販売会社」)
受益証券の販売に関して、日本における販売会社として行為する。

ー「(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー」および「(4) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ」についての追加的情報

ブラウン・ブラザーズ・ハリマンはステート・ストリート・コーポレーション(以下「ステート・ストリート」という。)と契約を締結し、ステート・ストリートは同契約に基づきブラウン・ブラザーズ・ハリマンの投資者サービス業務(保管業務、投資信託の会計および管理業務、名義書換事務代行業務、預託業務、外国為替業務、受託ならびに証券貸付業務を含む。)を取得する。取引の完了は通常の終了条件および規制当局の承認に従う。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンおよびステート・ストリートは業務を中断せずに円滑に移行することを約束している。

<訂正後>

(前略)

- (3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」)(Brown Brothers Harriman and Company)
受託会社および管理会社は、トラストの管理事務代行会社として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。管理事務代行会社は、トラストの管理事務・登録事務・名義書換事務・会計事務代行業務を行うものとし、適用法令および信託証書に従ってトラストの会計書類を保管し、各ファンドの一口当たり純資産価格を計算する。管理事務代行会社は、受託会社および管理会社の事前の書面による承諾を得た上で、管理事務代行契約に基づく業務について、関連会社(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイを含むがこれに限定されない)または第三者機関に

対して委託するまたは下請けに出すことができる。ただし、かかる任命により、管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務と法的責任が軽減されるものではない。

管理事務代行会社は、特に、トラストの会計帳簿、記録の保管、トラストの財務諸表の作成に関する監督その他の管理事務、受益者名簿の維持、受益者との連絡業務および購入申込および売却請求の取扱、トラストのための受益証券の買戻しまたは名義書換に関するトラスト宛のすべての通信の処理および対応、適用あるマネー・ロンダリング規制の遵守および管理事務代行契約に基づくその任務に必要なその他すべての関連業務の遂行に関し責任を負うものとする。

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社は、管理事務代行契約上の義務および業務の遂行における管理事務代行会社の作為、不作為、誤謬または遅延(判断の誤りおよび法の誤った解釈を含むがこれらに限られない)の結果としてファンドまたはファンド受益者もしくは元受益者またはそれ以外の者が被るかこれらに生じる一切の損失、損害または費用について、責任を有さず義務を負わないものとする。ただし、その義務および職務の遂行における管理事務代行会社による故意の違法行為、悪意または過失に直接起因する損失、損害または費用については、この限りではない。管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了させることができる。ただし、管理事務代行会社の退任および後任の管理事務代行会社の名称については、受益者へ書面により通知される。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは()被違反当事者が合理的に承認する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

受託会社は、トラストの保管受託銀行として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。

保管受託銀行は、保管契約に従い保管受託銀行に送付され、管理されるトラストの全資産を保管する権利を有する。保管受託銀行は、トラストの資産の全部または一部を保管するために他の銀行および金融機関を任命することができ、保管契約に基づく業務について、関連会社もしくは第三者機関に対して委託するまたは下請けに出すことができる。ただし、保管受託銀行は、委託に際して、委託先の選定、保持、監視に相当な注意を払うものとし、かかる任命により、保管契約に基づく保管受託銀行の管理義務が軽減されるものではない。保管受託銀行は、保管受託銀行が決定する決済機構に有価証券を保管することができる。保管受託銀行は、トラストの資金および有価証券の預託に関し、銀行の通常の業務を有するものとする。ファンドの受益者の利益保護のため、受益証券の売却等によりファンドが受領したすべての金銭は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの口座に維持され、投資対象の購入、ファンドの受益者による買戻請求に対する支払い、ファンドの費用の支払い、またはその他の許可された支払いのために限りかかる口座から引き出され得るものとする。保管受託銀行は、申込代金を受領するものとし、また、受託会社またはその適法に任命された代理人の指示により買戻請求に応じる責任を有するものとする。

保管契約の条項に従い、保管受託銀行は、受託会社またはその適法に任命された代理人による適切な指示を受けた場合のみ、保管契約に基づくその職務を遂行する。保管契約により、保管受託銀行は、保管受託銀行の過失、悪意または故意の違法行為の結果としてトラストが被る一切の直接的損害について責任を負う旨規定されている。

保管受託銀行および受託会社は、当初の3年が経過後、60日以上前の書面通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、(a)一方の当事者による本契約の重大な違反があり、違反を犯した当事者が、被違反当事者からの違反についての書面による通知を受領後45日以内に、(i)違反を是正できないか、もしくは()被違反当事者が合理的に承認

する是正のための計画を策定できない場合、または(b)本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、もしくはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合は、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

(4) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ(「名義書換事務受託会社」)(Brown Brothers Harriman(Luxembourg)S.C.A)

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、トラストの一定の名義書換事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに委託する。この委託に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイは、特に、受益証券の発行および買戻しの登録、該当の場合、宣言された分配および支払われた分配の記録の保持、ならびにルクセンブルグ法に従うマネー・ロンダリング規制(「AML」)および顧客確認規則(「KYC」)により要求される受託証券の申込者に対するデュー・デリジェンス調査の実施に責任を有する。トラストに提供するサービスについては、トラストではなくブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーがブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに報酬を支払う。名義書換事務受託会社はトラストから直接報酬を受領しない。

(5) S M B C日興証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)
受益証券の販売に関して、日本における販売会社および代行協会員として行為する。

(6) 野村證券株式会社(「日本における販売会社」)
受益証券の販売に関して、日本における販売会社として行為する。

(7) 株式会社S B I証券(「日本における販売会社」)
受益証券の販売に関して、日本における販売会社として行為する。

(8) あかつき証券株式会社(「日本における販売会社」)
受益証券の販売に関して、日本における販売会社として行為する。